

令和 5 年度

都 市 局 関 係
予 算 概 算 要 求 概 要

令和 4 年 8 月

国土交通省都市局

目次

I. 令和5年度 概算要求総括表	1	3. 地方都市と大都市の交流・連携による新たな都市再生	
II. 令和5年度 概算要求の基本方針	4	(1) 地方都市におけるイノベーション拠点の形成	2 5
III. 令和5年度 概算要求主要事項	5	(2) 地方都市のイノベーション力の強化に資する民間都市開発の推進	2 6
1. 防災・減災まちづくりの更なる推進	5	(3) 国際競争力強化のための都市再生の推進	2 7
2. 多様なライフスタイルを支える持続可能な多極連携型まちづくり	7	4. まちづくりの DX	
3. 地方都市と大都市の交流・連携による新たな都市再生	9	(1) 3D 都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進	2 9
4. まちづくりの DX	1 1	(2) スマートシティの実装化の推進	3 1
5. まちづくりのグリーン化の推進	1 3	(3) まちづくり DX の全国展開に向けた環境整備の推進	3 2
6. 都市開発の海外展開・		5. まちづくりのグリーン化の推進	
国際園芸博覧会及び首里城復元に向けた取組	1 4	(1) エネルギーの効率的な利用によるグリーン化の推進	3 3
IV. 令和5年度 新規・拡充要求等	1 5	(2) 都市公園等におけるカーボンニュートラルの推進	3 4
1. 防災・減災まちづくりの更なる推進		(3) 官民連携の強化等による公園整備・管理運営の推進	3 5
(1) 事前防災まちづくりの推進	1 5	6. 都市開発の海外展開・	
(2) 災害に強い都市拠点・市街地の形成	1 6	国際園芸博覧会及び首里城復元に向けた取組	
(3) 盛土による災害の防止の推進	1 7	(1) 都市開発の海外展開の推進	3 7
(4) 防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策の着実な推進	1 8	(2) 2027年国際園芸博覧会等に向けた取組	3 8
2. 多様なライフスタイルを支える持続可能な多極連携型まちづくり		(3) 首里城の復元に向けた取組	3 9
(1) 日常生活を支える地域生活拠点の形成	1 9	V. 令和5年度 税制改正要望事項	4 0
(2) まちづくりと公共交通との連携による持続可能な交通軸の形成	2 0	VI. 参考資料	4 1
(3) 都市圏全体での実効性のあるコンパクト化の推進	2 1		
(4) 適正規模での市街地整備事業の促進	2 2		
(5) 公共施設等総合管理計画と連携した都市機能の更なる集約化	2 3		

I. 令和5年度 概算要求総括表

(1) 令和5年度 都市局関係予算 概算要求事業費・国費総括表

(単位：百万円)

事 項	令和5年度要求・要望額 (A)			前年度 (B)		倍 率 (A/B)		備 考
	事業費	国 費	うち重要 政策推進枠	事業費	国 費	事業費	国 費	
国 営 公 園 等	45,167	38,020	9,084	40,295	31,971	1.12	1.19	1. 本表のほか、国土交通省全体で社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金があり、地方の要望に応じて都市局関係事業に充てることができる。 ・社会資本整備総合交付金 689,983百万円 ・防災・安全交付金 967,738百万円
うち国営公園等整備	11,195	11,195	3,555	9,176	9,176	1.22	1.22	
うち国営公園等維持管理	18,776	18,776	1,863	14,897	14,897	1.26	1.26	
市 街 地 整 備	333,088	112,776	28,333	262,083	93,732	1.27	1.20	2. 本表のほか、道路事業全体額の内数として以下のとおり街路事業がある。 (単位：百万円)
住 宅 対 策	1,108	554	0	1,418	709	0.78	0.78	
<u>一般公共事業計</u>	<u>379,363</u>	<u>151,350</u>	<u>37,417</u>	<u>303,796</u>	<u>126,412</u>	<u>1.25</u>	<u>1.20</u>	3. 本表のほか、東日本大震災復興特別会計予算がある。 ・国営追悼・祈念施設整備事業 420百万円
災 害 復 旧 等	744	406	0	744	406	1.00	1.00	
<u>公共事業関係計</u>	<u>380,107</u>	<u>151,756</u>	<u>37,417</u>	<u>304,540</u>	<u>126,818</u>	<u>1.25</u>	<u>1.20</u>	4. 本表のほか、一般財団法人民間都市開発推進機構のメザン支援事業がある。 ・政府保証債（財政投融資） 35,000百万円 ・政府保証借入 10,000百万円
行 政 経 費	3,969	2,689	626	3,226	2,217	1.23	1.21	
合 計	384,076	154,445	38,043	307,766	129,035	1.25	1.20	5. 本表のほか、 ・防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 ・現下の資材価格の高騰等を踏まえた公共事業等の実施に必要な経費 については、事項要求を行い、予算編成過程で検討する。

(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため端数において合計とは一致しない場合がある。

(2) 令和5年度 都市局関係予算 概算要求主要事項 (国費)

(単位：百万円)

事 項	令和5年度 要求・要望額 (a)	前年度 (b)	倍 率 (a/b)
国営公園等	38,020	31,971	1.19
国営公園等整備	11,195	9,176	1.22
国営公園等維持管理	18,776	14,897	1.26
社会課題対応型都市公園機能向上促進事業	3,609	3,000	1.20
2027年国際園芸博覧会事業	57	0	皆増
国営公園等事業調査	367	253	1.45
市街地整備	112,776	93,732	1.20
都市構造再編集中支援事業	81,791	70,000	1.17
まちなかウォークアブル推進事業	950	350	2.71
都市・地域交通戦略推進事業	977	900	1.09
まちづくりDX先導調査	270	0	皆増
まちづくりファンド支援事業	400	100	4.00
民間都市開発推進資金融資	3,500	2,000	1.75
国際競争拠点都市整備事業	16,000	13,000	1.23
都市空間情報デジタル基盤構築調査	1,500	500	3.00
都市空間情報デジタル基盤構築支援事業	1,500	700	2.14
グリーンインフラ活用型都市構築支援事業	390	250	1.56
住宅対策	554	709	0.78
密集市街地総合防災事業	524	674	0.78
一般公共事業計	151,350	126,412	1.20
災害復旧等	406	406	1.00
公共事業関係計 (A)	151,756	126,818	1.20

(単位：百万円)

事 項	令和5年度 要求・要望額 (a)	前年度 (b)	倍 率 (a/b)
行政経費			
防災集団移転促進事業	186	132	1.42
コンパクトシティ形成支援事業	565	545	1.04
官民連携まちなか再生推進事業	479	344	1.39
スマートシティ実装化支援事業	400	265	1.51
都市開発海外展開支援事業	72	70	1.03
都市開発の海外展開に向けた調査	163	143	1.14
2027年国際園芸博覧会事業	137	83	1.64
2027年国際園芸博覧会検討調査	100	30	3.33
ドーハ国際園芸博覧会展出調査	10	12	0.83
明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金	160	160	1.00
行政経費計 (B)	2,689	2,217	1.21
合 計 (A)+(B)	154,445	129,035	1.20

1. 本表は、主要事項を記載しているため、各計数の和は合計と一致しない。
2. 計数は、それぞれ四捨五入しているため端数において合計と一致しない場合がある。

Ⅱ. 令和5年度 概算要求の基本方針

- 激甚化・頻発化する自然災害に的確に対応するため、災害リスクの高いエリアからの移転の促進や盛土による災害の防止など、防災・減災を主流化した強靱なまちづくりをより強力に進めます。
- また、都市の成長力を引き上げ、豊かで活力あるコンパクトな地域づくりを進めるため、
 - ・身近な地域生活拠点の充実や持続可能な公共交通軸の形成などによる、ポストコロナの多様なライフスタイルを支える持続可能な多極連携型のまちづくり
 - ・地方都市と大都市の交流・連携の促進による、都市のイノベーション創出強化・新たな都市再生の展開
 - ・エネルギーの面的利用やグリーンインフラの社会実装などのまちづくりのグリーン化の推進に重点的に取り組みます。
- さらに、これらの取組を効果的に推進し、デジタル田園都市国家構想の実現に資するため、3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化やスマートシティの社会実装など、まちづくりのDXを総合的に推進します。

防災・減災、国土強靱化

- 災害リスクの高いエリアからの移転の促進
- 盛土による災害の防止
- 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の着実な推進

防災・減災まちづくりの更なる推進

多極連携型まちづくり

- 職住遊が融合した、身近な地域生活拠点の充実
- まちづくりと公共交通との連携による持続可能な交通軸の形成

新たな都市再生

- 地方都市のイノベーション力と大都市の国際競争力の強化
- 地方都市と大都市の交流・連携によるイノベーション創出

まちづくりのグリーン化

- エネルギーの面的利用
- グリーンインフラの社会実装

まちづくりのDX

- 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化
- スマートシティの社会実装
- 建築・不動産分野との連携

都市のイノベーションの創出+コンパクトでゆとりとにぎわいのあるまちづくりの実現

1. 防災・減災まちづくりの更なる推進

激甚化・頻発化する自然災害に的確に対応するため、防災・減災を主流化したコンパクトシティ、災害リスクの高いエリアからの移転促進などの事前防災まちづくりを推進する。

また、盛土による災害の防止や、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を着実に推進する。

施策の概要

① 防災・減災を主流化したコンパクトシティ、災害リスクの高いエリアからの移転の促進等

災害リスクの高いエリアからの事前移転促進や災害に強い都市拠点・市街地の形成等を総合的に推進する。

安全な地域への移転促進

災害ハザードエリアからの移転の促進

- 災害発生前の住居の集団移転を促進し、安全な市街地を形成する。
【防災集団移転促進事業】

災害リスクの低い地域への居住誘導の更なる促進

- 災害リスクの高い地域から安全な地域への居住誘導を強化する。
【都市構造再編集中支援事業】

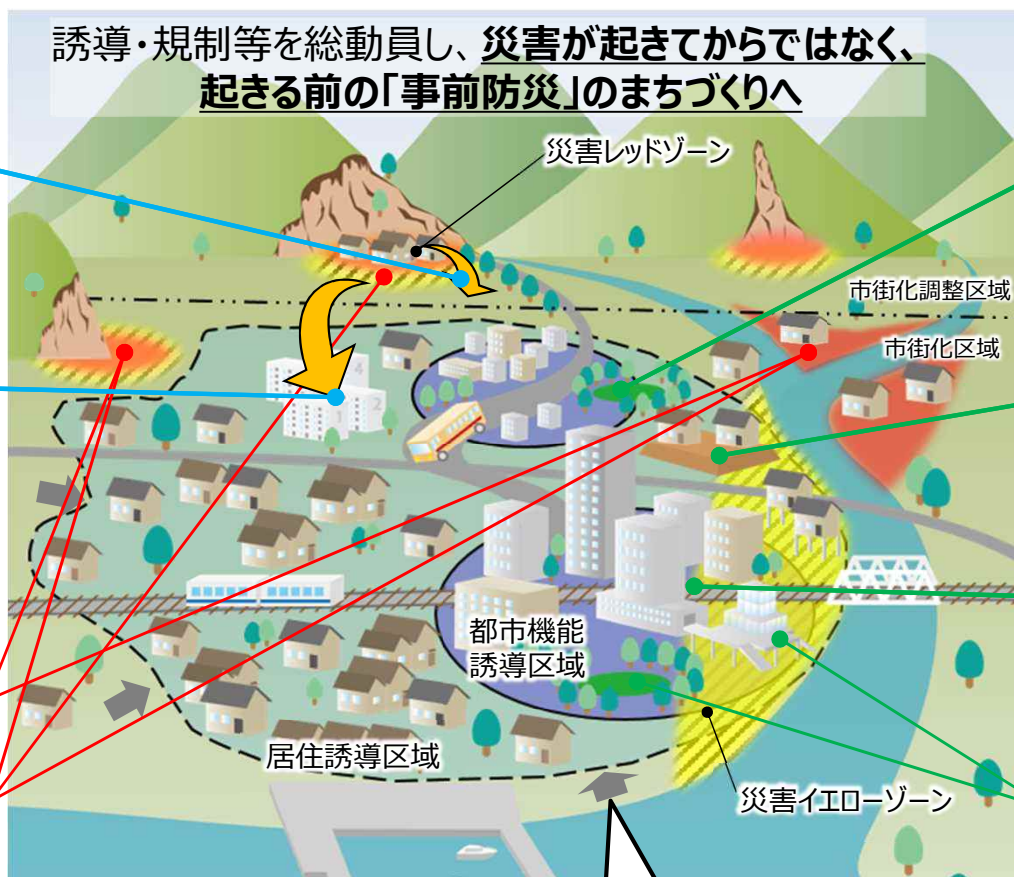
災害ハザードエリアにおける立地抑制

居住誘導区域から原則除外

災害ハザードエリアにおける土地利用規制

- ・ レッドゾーン：住宅等（自己居住用を除く）に加え、自己業務用施設の開発を原則禁止
- ・ イエローゾーン：市街化調整区域における住宅等の開発許可を厳格化

誘導・規制等を総動員し、**災害が起きてからではなく、起きる前の「事前防災」のまちづくりへ**



居住エリアの安全確保

防災拠点の形成

- 事前復興まちづくり計画に基づく防災拠点の形成を推進する。(都市計画区域外を含む)
【都市再生整備計画事業】

居住エリアの安全性強化

- 土地の嵩上げによる浸水対策を強化する。
【都市再生区画整理事業】

災害に強い駅まち空間の再構築

- 地域の防災力強化に資する、駅まち空間を再構築する。
【都市・地域交通戦略推進事業】

安全・安心な避難場所の確保

※実線枠は令和5年度の拡充関連施策

立地適正化計画によるまちなかへの住まい・施設の誘導

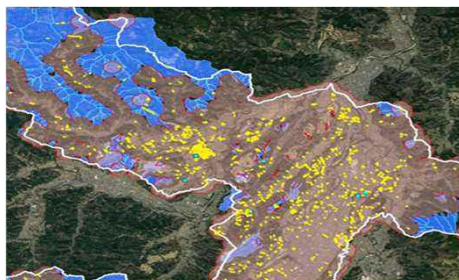
②盛土による災害の防止

都道府県等が盛土規制法[※]の施行後速やかに規制区域の指定を行うとともに、引き続き不法盛土への対応に万全を期することができるよう、基礎調査の実施や盛土の安全対策等に対する支援を更に強化する。

※宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）の公布の日（令和4年5月27日）から1年以内に施行予定

- 基礎調査の早急な実施・完了に向けて、都道府県等の取組に対する支援を強化する。

【都市防災総合推進事業】



規制区域指定のための地形・地質の把握調査イメージ

- 行為者等による是正措置を基本として、都道府県等による安全性把握のための詳細調査や盛土の撤去、擁壁設置等の対策工事に対する支援を充実する。

【宅地耐震化推進事業、盛土緊急対策事業】



盛土撤去工事のイメージ

盛土規制法の概要

1. スキマのない規制

◇盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定し、盛土等を許可制に

2. 盛土等の安全性の確保

◇災害防止のために必要な許可基準を設定し、検査等で確認

3. 責任の所在の明確化

◇土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を明確化

4. 実効性のある罰則の措置

◇条例による罰則の上限より高い水準に強化

<新制度による規制区域のイメージ>



③防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の着実な推進

- 防災公園の機能確保

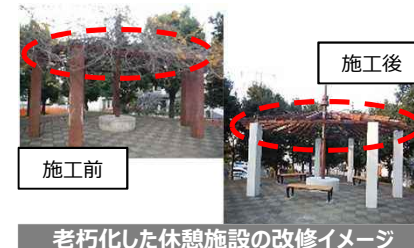
【都市公園・緑地等事業、国営公園等事業】



穂保高台避難公園（長野県長野市）
風水害に対応した防災公園の高台化の整備イメージ

- 都市公園の老朽化対策

【都市公園・緑地等事業、国営公園等事業】



老朽化した休憩施設の改修イメージ

- グリーンインフラを活用した防災・減災

【都市公園・緑地等事業、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業】



四条堀川交差点（京都府京都市）
雨水貯留浸透機能を有する雨庭

- 災害に強い市街地形成

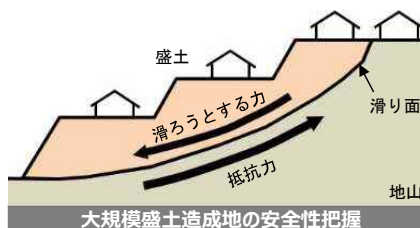
【都市構造再編集中支援事業】



ピロティ化
止水板の設置
医療・福祉施設等の
防災機能強化のイメージ

- 大規模盛土造成地等の耐震化

【宅地耐震化推進事業】



大規模盛土造成地の安全性把握

- 地下街の耐震性向上等

【地下街防災推進事業】



三宮地下街（兵庫県神戸市）
天井板の耐震改修

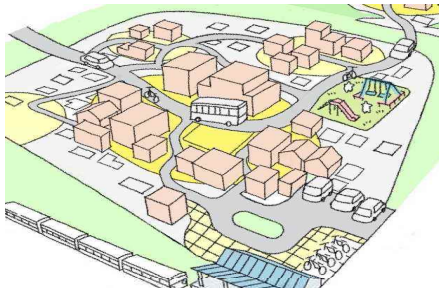
2. 多様なライフスタイルを支える持続可能な多極連携型まちづくり

ポストコロナの多様な暮らし方・働き方を支える人間中心のコンパクトなまちづくりの実現に向けて、都心拠点（中心市街地）の充実だけでなく、日常生活を営む身近なエリア（ネイバーフッド）にも必要な機能が確保された地域生活拠点を形成するとともに、都心拠点と地域生活拠点を結ぶ都市の骨格となる公共交通（ネットワーク）の確保を図る。これらを郊外住宅地や周辺集落を含む都市圏全体で取り組むことにより、人々のWell-beingを高めつつ、持続可能な多極連携型の都市構造の実現を目指す。

施策の概要

■ 日常生活を支える地域生活拠点の形成

- ✓ 日常生活に必要な機能の誘導や公共施設の整備、公園緑地の充実
- ✓ 憩いの場となるオープンスペース、ウォーカブル空間の創出、コミュニティ拠点や就業拠点等の充実



地域生活拠点のイメージ



ウォーカブル空間の創出イメージ

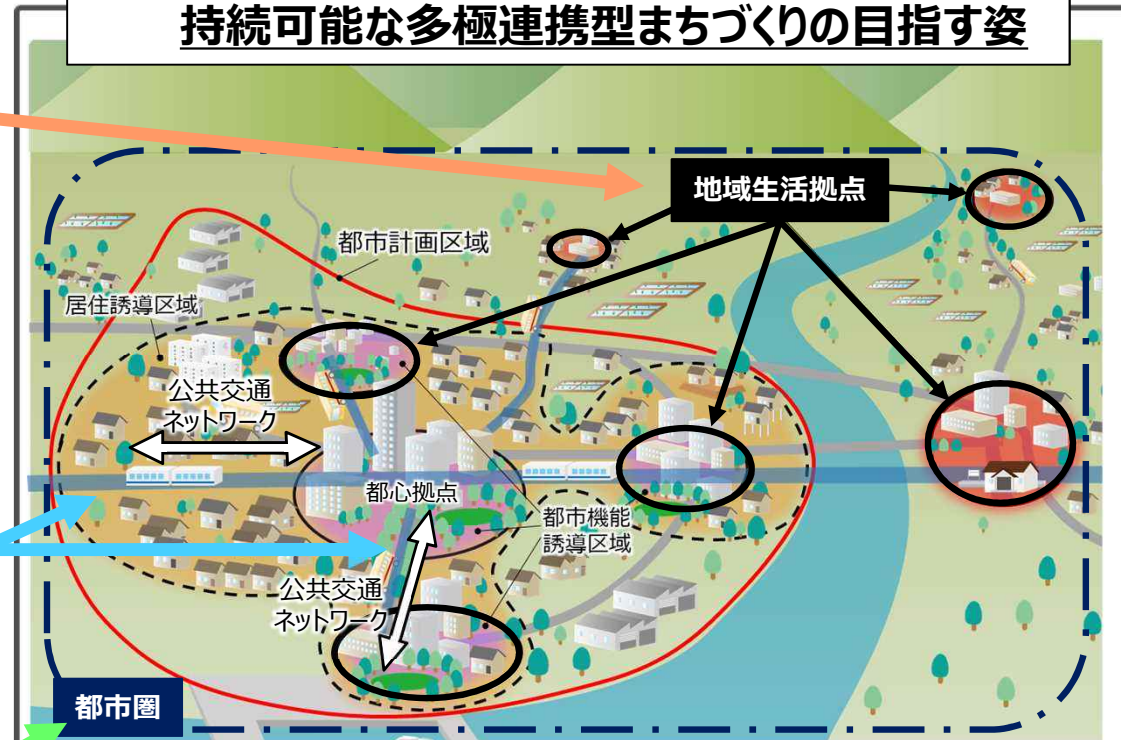
■ 都市の骨格となる公共交通の確保

- ✓ 立地適正化計画と地域公共交通計画等の連携を強化し、まちづくりと公共交通を一体的に捉え、官民共創等により地域一丸で持続可能な交通軸を形成する取組を推進

■ 都市圏全体での実効性のあるコンパクト化の推進

- ✓ 都市計画区域外の郊外住宅地や周辺集落を含め、都市圏全体で地域生活拠点の形成や移動手手段の確保を推進
- ✓ 市町村管理構想・地域管理構想と連携した取組への重点支援

多様なライフスタイルを支える 持続可能な多極連携型まちづくりの目指す姿



持続可能な都市構造の実現／人々のWell-beingの向上

<主な取組>

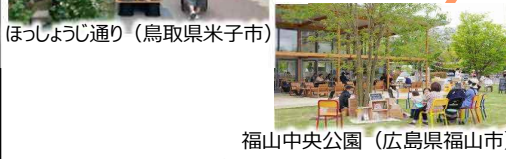
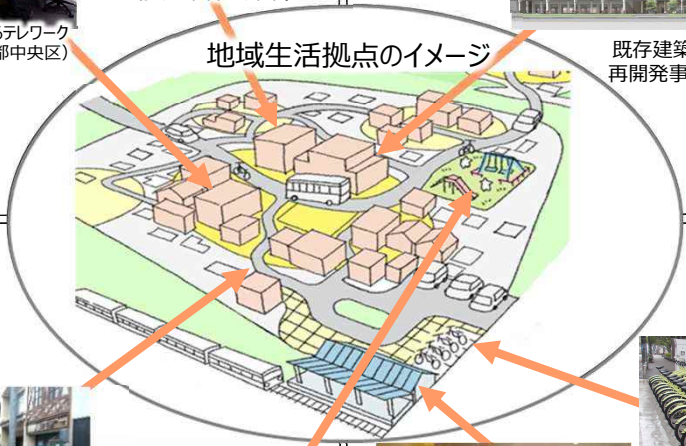
■ 日常生活を支える地域生活拠点の形成

【ネイバーフッドに必要な都市機能の更なる充実】

・病院・学校・公共施設・交通結節点機能の地域生活拠点への集約再編や、テレワーク拠点など、ネイバーフッドの充実に資する施設の整備
【都市構造再編集中支援事業 等】



・既存ストックの有効活用や低未利用地の集約・再編による拠点形成を推進するなど、地域の需要に見合った効率的な市街地整備事業への支援を強化
【市街地再開発事業 等】



・地域生活拠点の魅力向上のためのウォークアブル空間の創出や官民連携による身近な公園の質の向上
【まちなかウォークアブル推進事業 等】

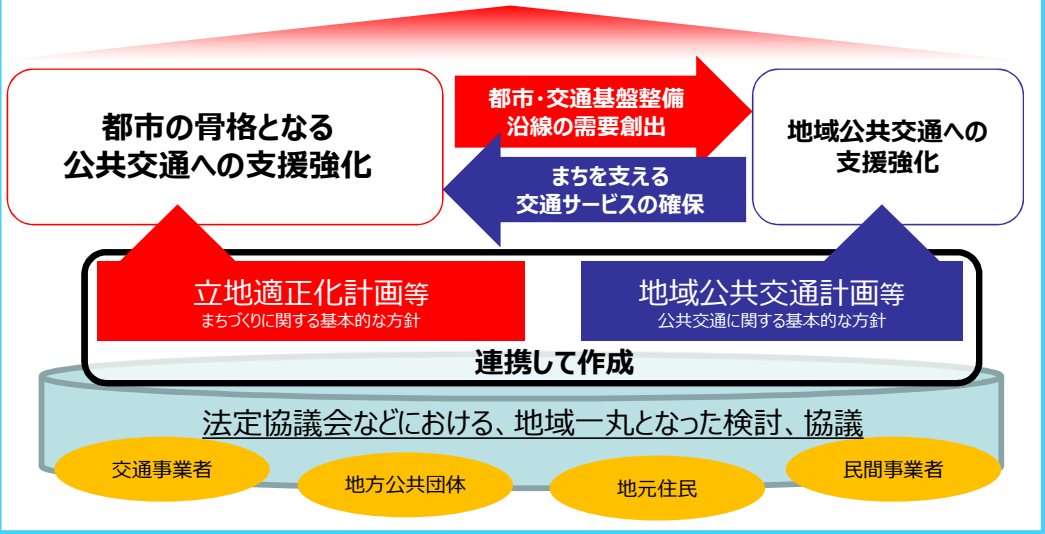


・駅とまちをつなぎ地域の拠点となる「駅まち空間」の再構築や、拠点とのアクセス強化に資する多様なモビリティの導入のための環境整備にかかる支援を強化
【都市・地域交通戦略推進事業 等】

■ 都市の骨格となる公共交通の確保

【まちづくりと公共交通との連携による持続可能な交通軸の形成】
・立地適正化計画等に位置づけられた「都市の骨格となる公共交通」について、必要な交通サービスの確保のための、交通インフラ整備の支援を強化
【都市・地域交通戦略推進事業 等】

まちづくりと公共交通との連携による持続可能な交通軸の形成



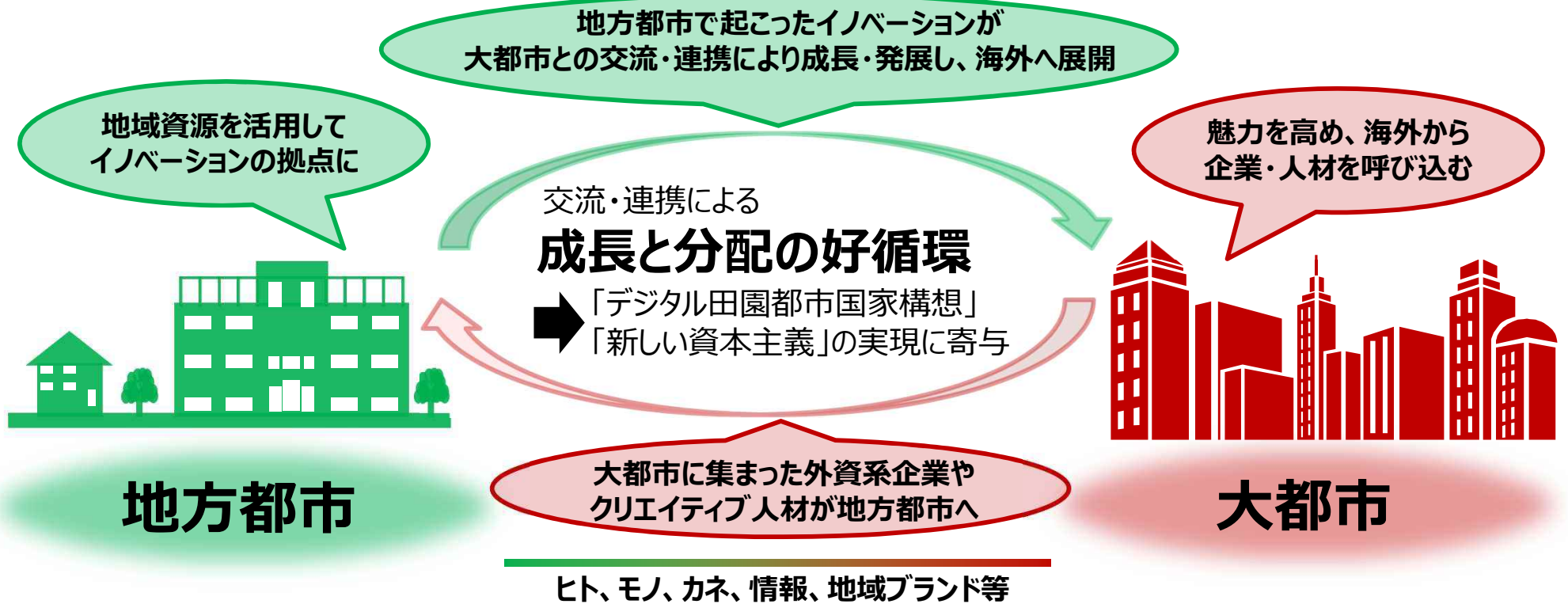
■ 都市圏全体での実効性のあるコンパクト化の推進

・立地適正化計画や市町村管理構想・地域管理構想と連携した、都市圏全体での地域生活拠点の形成・公共交通の確保を支援 (既存施設の活用等を通じた生活機能の集約再編)
【都市構造再編集中支援事業 等】



3. 地方都市と大都市の交流・連携による新たな都市再生

地方都市のイノベーション力と大都市の国際競争力の強化のため、双方の交流・連携を促進するための取組を重点的に支援し、地方都市と大都市の間での成長と分配の好循環を実現する。



・ 地方都市の機能・魅力の向上による地方都市のイノベーション力を強化

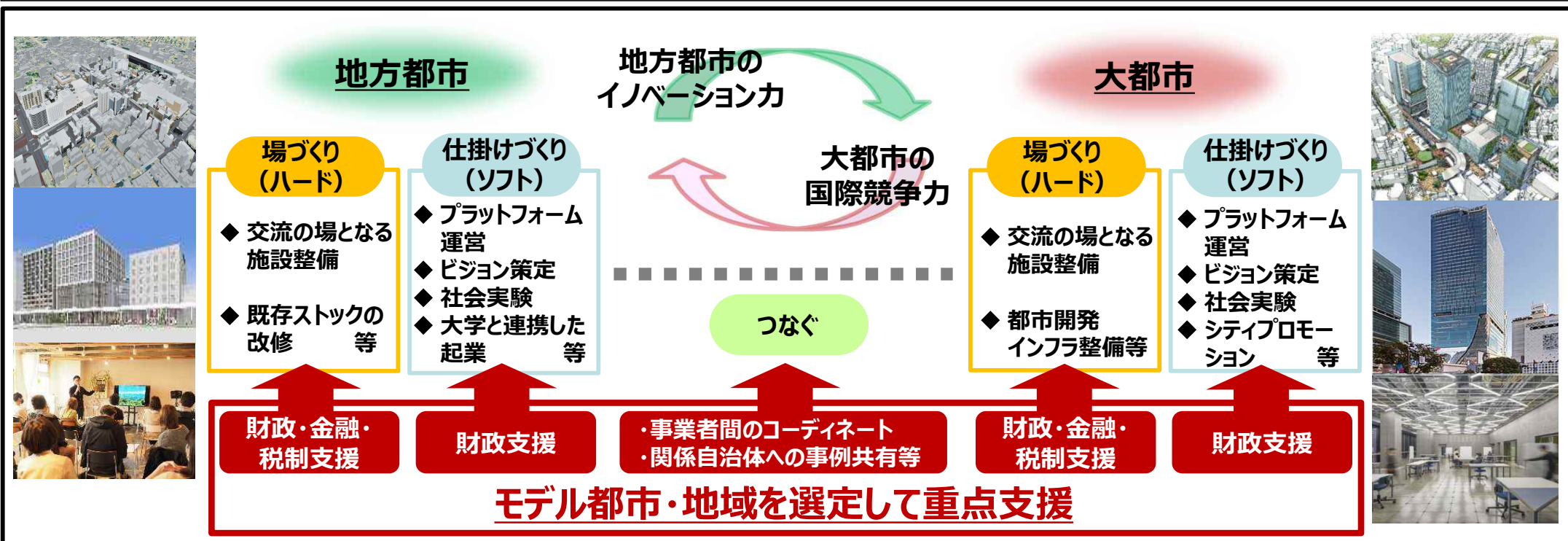
・ 大都市に集積したヒト、モノ、カネ、情報を活用した地方都市の再生を推進

・ 大都市でしか成しえないヒト、モノ、カネ、情報の集積を図り、地方都市で起きたイノベーションを世界レベルへと成長・発展

・ 地方の魅力を含めた世界への情報発信により、海外企業やクリエイティブ人材を誘致

<新たな都市再生のためのパッケージ支援>

地方都市と大都市の交流・連携を促進するため、イノベーション拠点を整備する都市開発や周辺インフラ整備等のハード面の支援、プラットフォームの運営・未来ビジョンの策定等のソフト面の支援をあわせて講じる。また、こうした取組を行うモデルとなる都市・地域を選定し、重点的に支援する。



交流・連携の事例

NINNO (新潟県新潟市)

新潟県最大級のイノベーション拠点施設

- スタートアップ
- 地域企業
- 行政
- 教育機関

5G/4K ネットワーク接続

- NINNOの起業希望者や入居企業と、渋谷QWSのベンチャーキャピタル・大学等が遠隔で交流。
- NINNOへの入居企業は増加傾向。新潟にしながら遠隔で大都市の企業を対象としたITビジネスなどを展開。

渋谷QWS (東京都渋谷区)

渋谷スクランブルスクエア内のイノベーション拠点施設

- 法律事務所
- 外資系ファンド
- 大学

4. まちづくりのDX

人口減少・少子高齢化の中で、豊かで多様な暮らし方を支える「人間中心のまちづくり」の実現に向けて、3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化、デジタル技術を用いた都市空間再編やエリアマネジメントの高度化、データを活用したオープンイノベーション創出等を進めるなど、これまでのまちづくりの在り方を変革し、新たな価値の創出や社会的課題の解決を図るため、まちづくり分野のDXを推進する。

このため、「まちづくりのデジタル・トランスフォーメーション実現ビジョン」に基づき、重点取組テーマとして位置づけた各施策について、地方公共団体や関係省庁と連携して強かに推進していく。

施策の概要

3つのビジョン

豊かな生活、多様な暮らし方・働き方を支える「人間中心のまちづくり」の実現

「まちづくりのデジタル・トランスフォーメーション実現ビジョン (Ver1.0)」
をとりまとめ (2022年7月)

- 「人間中心のまちづくり」実現に向けた政策目的として、3つの「まちづくりDXのビジョン」を設定



Sustainability
持続可能な都市経営

将来を見据えた都市計画、都市開発、まちづくり活動により長期安定的な都市経営を実現



Well-being
一人ひとりに寄り添うまち

住民ニーズを的確にとらえ、その変化にも敏感に適應するオンデマンド都市を実現



Agile-governance
機動的で柔軟な都市設計

社会情勢の変化や技術革新に柔軟に対応し、サービスを深化させ続ける都市を実現

4つの重点取組テーマ

- 3つのビジョンを実現する具体的な目標として、4つの「重点取組テーマ」を設定

- ①都市空間DX
- ②エリマネDX
- ③まちづくりデータの高度化・オープンデータ化
- ④3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化

ハード・ソフトの連携による都市マネジメント

都市空間の整備と既存ストックの有効活用の連携により、都市機能を高める都市マネジメントを推進

アプリケーション/サービス層

デジタル

都市活動の質/都市生活の利便性向上

- ・ エリアマネジメント推進
- ・ モビリティによる回遊性向上
- ・ パークマネジメント
- ・ 住民参加・合意形成 等

現実の都市空間・施設の整備

- ・ インフラ整備
- ・ コンパクト・プラス・ネットワーク
- ・ オープンスペース・ウォークアブル空間創出
- ・ 防災まちづくり 等

エリマネDX

デジタル技術を活用した都市サービスの提供

- ・ エリアマネジメントへのデジタル技術活用
- ・ 3D都市モデル等を活用したソリューション
- ・ 住民参加・合意形成の高度化 等

デジタル・インフラの整備・オープンデータ化

- ・ 3D都市モデル等のデジタル・インフラの整備
- ・ まちづくりデータのオープンデータ化
- ・ デジタル人材育成 等

デジタル技術の活用による、地域単位でのきめ細かい住民ニーズの把握と高度な都市サービスの提供を実現

オープンデータ化

まちづくりに関する官民の多様なデータのオープンデータ化を進め、市場創出/オープン・イノベーションを実現

Project PLATEAU

まちづくりDXのデジタル・インフラとしての役割を果たしていくため、3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化のエコシステムを構築

サイバー

データに基づく予測、解析、検証や都市サービスへの対応等により都市空間の最適な再構築を実現

都市空間DX

インフラ/データ層

< 4つの重点取組テーマに基づく各施策の取組イメージ >

都市空間DX

- 変化・多様化する住民ニーズに対応する持続可能な都市の実現のため、データを用いたシミュレーション等を取り入れた最適な空間再編や、デジタル技術を活用した高度なサービス提供を可能とするインフラ再構築等を推進。

■スマートシティの社会実装の加速



都市空間・サイバー空間を相乗的に組み合わせ、複数分野間で連携した都市サービスの実装を推進

■自動運転等に対応したインフラ再構築

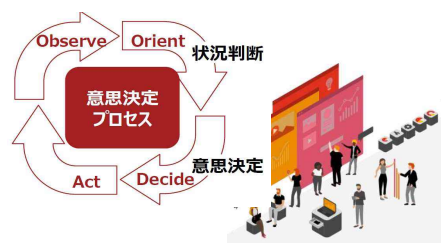


自動運転等の次世代交通サービスの実装を支える都市施設の構造等について実証

エリマネDX

- 住民ニーズを的確にとらえたきめ細かい都市サービスを継続的に提供していくため、デジタル技術の導入により、ネイバーフッド（身近なエリア）におけるまちづくり活動（エリマネジメント）の高度化を推進。

■まちづくり団体の体制支援



まちづくり団体のガバナンス強化や財源確保などの持続的な運営に向けた支援を推進

■デジタル技術を活用した都市サービスの開発支援



施設整備と併せたデジタル技術の導入により、都市サービスの高度化を推進

まちづくりデータの高度化・オープンデータ化

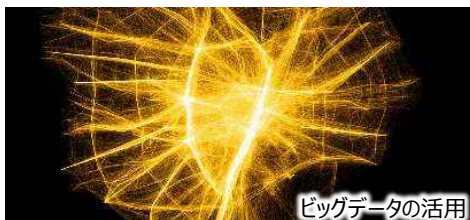
- まちづくりに関わる官民の主体が取得する多様なデータのオープンデータ化や高度化、データを扱うことが出来る人材育成や組織の強化、オープンデータと他のデータの連携の推進等を進め、様々な分野におけるオープン・イノベーションを創出。

■都市計画情報の高度化・オープン化



都市計画基礎調査情報等の都市計画GISについて、データの高度化・オープン化、多様な空間データとの連携等を推進

■パーソントリップ調査の高度化

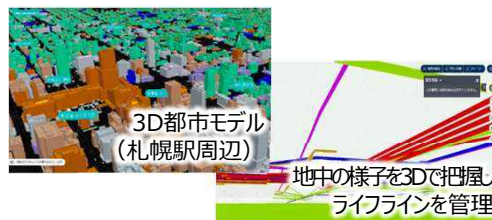


移動を伴わない活動状況も把握する新たな都市交通調査手法の検討、調査データのオープン化を推進

3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化

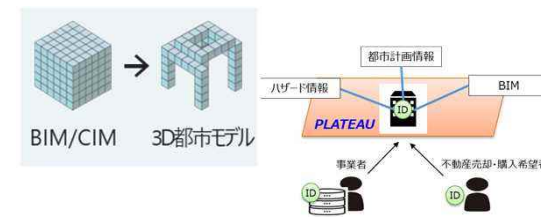
- 3D都市モデルがまちづくりDXのデジタル・インフラとしての役割を果たしていくため、地方公共団体によるデータ整備と民間企業によるユースケース開発が相互に連携し、自律的に創造されていくエコシステムの構築を目指す。

■3D都市モデルの社会実装の加速



地下構造物等の標準仕様の拡張、地方公共団体におけるデータ整備等への支援を推進

■建築・都市のDX



BIM、ゲームエンジン等との相互互換性や不動産ID等との連携方策を確立

5. まちづくりのグリーン化の推進

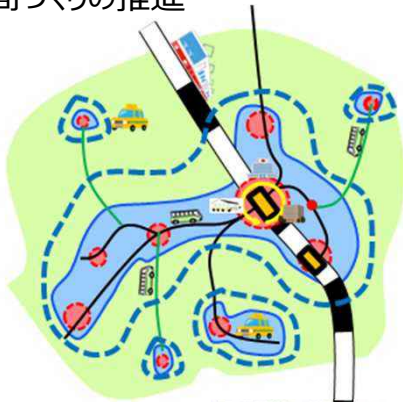
2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素に資する都市・地域づくりを推進していくため、都市のコンパクト・プラス・ネットワークの推進やウォーカブルな空間づくり等とあわせて、デジタル技術等を活用し、エネルギーの面的利用による効率化、グリーンインフラの社会実装、環境に配慮した民間都市開発等のまちづくりのグリーン化の取組を総合的、重点的に支援する。

まちづくりのグリーン化は、地域脱炭素ロードマップの脱炭素先行地域と連携して取組を推進する。

施策の概要

都市構造の変革

- コンパクト・プラス・ネットワークやウォーカブルな空間づくりの推進



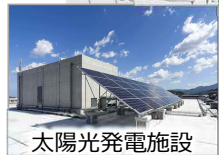
ウォーカブルな空間の創出



公共交通網の整備

街区単位での取組

- 面的エネルギーシステム構築の推進
- 再生可能エネルギー施設の導入の推進
- ZEBレベルの省エネ水準の建築物整備の推進
- 環境に配慮した民間都市開発の推進



太陽光発電施設



熱導管の整備



コージェネレーションシステム

都市における緑とオープンスペースの展開

- CO2吸収源となるグリーンインフラの社会実装の推進
- 官民連携による公園の整備・管理運営の推進



屋上緑化



樹木主体の都市公園



3D都市モデル等デジタル技術の活用による更なる脱炭素化の推進

<脱炭素先行地域での取組>

- 脱炭素先行地域^{※1}における取組に対する重点的な支援
- 一定の要件を満たす民間建築物等の屋上緑化等の支援^{※2}
- 樹木主体の都市公園整備の重点的な支援^{※2}

※1 地域脱炭素ロードマップに位置付けられた、地域課題の解決とあわせて脱炭素化を実現する地域

※2 緑化地域又は緑化重点地区を含む

6. 都市開発の海外展開・国際園芸博覧会及び首里城復元に向けた取組

- ・都市開発分野における我が国企業の海外展開を促進するため、川上から川下まで官民一体となった取組を強化し、プロジェクト受注の拡大を図る。
- ・2027年に神奈川県横浜市で開催する最上位のクラス（A1）の国際園芸博覧会について、開催に向けた準備を着実に進める。
- ・令和元年10月の火災により焼失した首里城について、本体工事を推進し、令和8年の正殿の復元に向けた取組を進める。

施策の概要

① 都市開発の海外展開の推進

大規模開発に関するノウハウを有する独立行政法人都市再生機構（UR）等との連携を強化するとともに、スマートシティ、公共交通指向型都市開発（TOD）等の日本の強みを活かした案件に我が国企業が参画できるよう、都市開発の海外展開を推進する。

大規模開発のノウハウを有するUR等との連携強化

【都市開発海外展開支援事業、都市開発の海外展開に向けた調査】



② 国際園芸博覧会に向けた取組

2027年国際園芸博覧会の開催に向けて、令和5年度は下記の取組を着実に進める。

- ・会場基盤の実施設設計等に対する補助
- ・日本国政府出展の基本設計の検討
- ・国際的な連携・PRの実施

等

【2027年国際園芸博覧会事業、2027年国際園芸博覧会検討調査】



会場イメージ

開催概要	
位置付け	：最上位の国際園芸博覧会（A1） ※我が国では1990年の大阪花の万博以来の開催
開催場所	：旧上瀬谷通信施設の一部 （約100ha）（神奈川県横浜市旭区・瀬谷区）
開催期間	：2027年3月19日～9月26日 （6か月間）
参加者数	：1,500万人 （ICT活用等の多様な参加形態含む） ※大阪花の万博では約2,300万人が来場
会場建設費	：約320億円
テーマ	：幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～
開催者	：（一社）2027年国際園芸博覧会協会 ※園芸博法に基づき国が指定

③ 首里城復元に向けた取組

首里城復元のための関係閣僚会議で決定された「首里城正殿等の復元に向けた工程表」に基づき、首里城正殿について、本体工事（令和4年秋着工予定）を推進し、令和8年の復元に向けた取組を進める。

その際、復元過程の公開や観光振興など地元のニーズに対応した施策を推進する。

【国営公園等事業】



令和元年の火災により正殿等9棟が焼失



現在の様子（令和4年7月撮影）

IV. 令和5年度 新規・拡充要求等

1. 防災・減災まちづくりの更なる推進

(1) 事前防災まちづくりの推進

防災集団移転促進事業 補助 **1.9億円(1.42倍)**
 都市再生整備計画事業 防交交 **9,677億円の内数**

巨大地震による津波災害及び激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、災害発生が予想される地域からの住居や公共公益施設等を移転することによる事前防災まちづくりを推進する。

そのため、防災集団移転促進事業の見直しにより災害ハザードエリアからの事前移転を推進するとともに、事前復興まちづくり計画等に基づく防災拠点の形成に対する支援を行う。

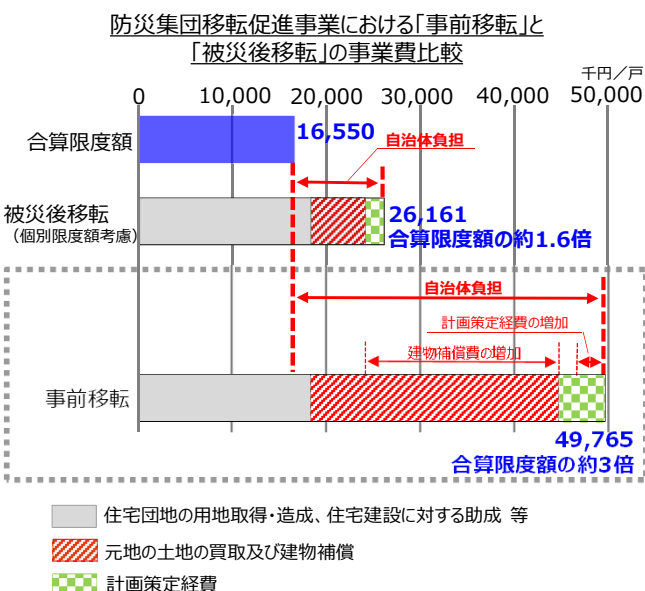
防災集団移転促進事業

○補助対象経費の合算限度額の見直し

防災集団移転促進事業には補助対象経費の合計に限度額の設定があることにより、事前移転の場合は、被災後移転の場合よりも建物補償費や計画策定経費が増加し、自治体負担が増加するため、取組が進みにくい。

このため、合算限度額の見直しにより防災集団移転促進事業の検討を促進し、事前防災まちづくりを推進。

現行制度の課題



事前移転の場合、建物補償費や計画策定経費が高額となることにより、合算限度額の超過分は全て自治体負担

自治体は、事業検討段階において実施可能な事業計画を立案することが困難

※東日本大震災において実施された防災集団移転促進事業のうち、住宅団地戸数が15～25戸の事業の平均値 (15～25戸：東日本大震災を除く本事業の住宅団地平均戸数) (国土交通省調べ)

都市再生整備計画事業

○防災拠点形成への支援

災害発生が予想されるような地域において、事前復興まちづくり計画等に基づき行われる、防災拠点の形成に必要なインフラの整備及び公共公益施設の移転について、都市計画区域外を含めて支援対象に追加。



事前復興まちづくり計画等に基づく
 防災拠点の形成を支援

1. 防災・減災まちづくりの更なる推進

(2) 災害に強い都市拠点・市街地の形成

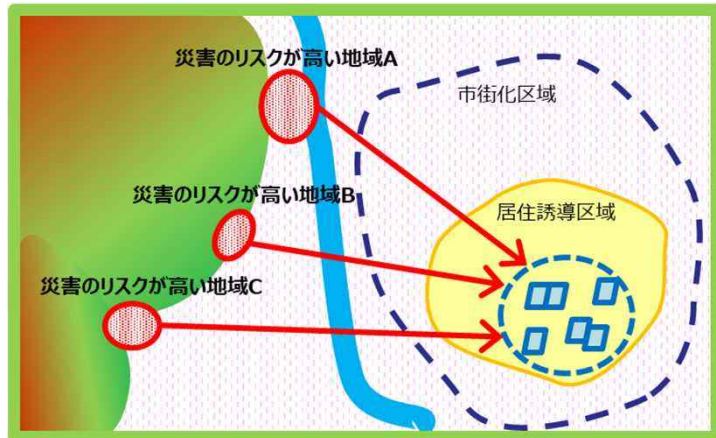
都市構造再編集中支援事業 補助 **817.9億円(1.17倍)**
 都市再生区画整理事業 防交交 **9,677億円の内数**
 都市・地域交通戦略推進事業 防交交 **9,677億円の内数**

切迫する南海トラフ巨大地震、首都直下地震等の地震や激甚化・頻発化する水災害等に対応するため、災害リスクの高いエリアからの移転の促進や災害に強い都市拠点・市街地の形成など、コンパクトで災害に強いまちづくりを推進する。

都市構造再編集中支援事業

○災害リスクの低い地域への居住誘導の更なる推進

災害リスクの高い地域から安全な地域への居住誘導を強化するため、居住誘導区域への移転を支援する居住誘導促進事業について、防災指針に位置づけられた、立地適正化計画区域外の災害リスクの高い地域から移転する場合も支援対象に追加する（移転元地の買取りも支援対象）。

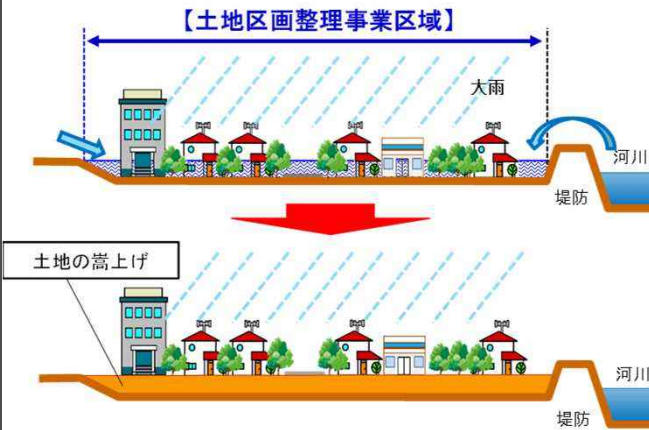


災害リスクの高い地域からの移転

都市再生区画整理事業

○居住エリアの安全性強化

災害に強い市街地の形成を進めるため、浸水対策として土地の高上げを伴う土地区画整理事業について、エリア単位での一時移転に対する支援を強化する。



浸水対策として行う土地の高上げイメージ

都市・地域交通戦略推進事業

○災害に強い駅まち空間の再構築

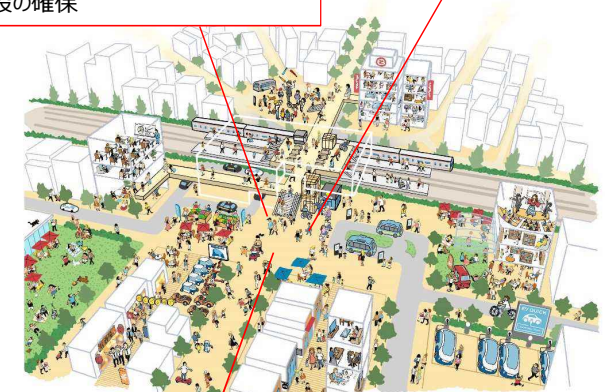
駅まち空間の防災力強化に向けた計画等の作成を支援対象に追加するとともに、地域の防災力強化に資する駅まち空間の整備を支援する。

災害時に必要な機能の確保

- ・一時滞在空間や災害支援拠点として活用可能な空間整備
- ・安全な避難経路の確保
- ・エネルギー供給、情報発信等に係る機能の確保
- ・民間施設と連携した一時滞在施設の確保

代替輸送手段の確保

- ・シェアモビリティの導入
- ・民間施設や多様なモビリティと連携したルール・システムの構築



適切な避難行動の促進

- ・人流シミュレーションに基づく避難計画・誘導方針の策定
- ・避難動線を考慮したデジタルサイネージの設置
- ・ライブカメラ等によるリアルタイム混雑状況等の発信

地域の防災力強化に資する駅まち再構築のイメージ

(3) 盛土による災害の防止の推進

都市防災総合推進事業 防安交 **9,677億円の内数**
 盛土緊急対策事業 防安交 **9,677億円の内数**

盛土規制法（公布：令和4年5月27日、施行：公布の日から1年以内）に基づく危険な盛土に対する規制が速やかに、かつ、実効性を持って行われるよう、都道府県等による規制区域の指定のための基礎調査の速やかな実施を支援するとともに、危険な盛土に対する安全性把握調査や安全対策等の取組が円滑に行われるよう支援する等、盛土による災害の防止に向けた取組を推進する。

基礎調査の速やかな実施に向けた支援

盛土規制法では、都道府県等による規制区域の指定に際して、土地の地形・地質の状況等を調査する基礎調査を実施することとなり、都道府県等による早期の取組を促すため、令和4年度から調査費への支援が可能となっている。

【基礎調査から規制区域の指定までのイメージ】



今後、基礎調査が速やかに行われることで、早期に規制区域の指定がなされるよう、都道府県等の取組を支援する必要がある。

また、現行制度では、規制区域の指定のために必要な調査のみが支援対象であるが、今後、都道府県等において、定期的に既存盛土の分布や安全性等を調査する基礎調査を実施することが必要であり、これについても支援対象とする必要がある。

都市防災総合推進事業

- 都道府県等による規制区域の指定のための**基礎調査を集中的に支援**するとともに、**危険な盛土の把握等のための調査を支援**

危険な盛土の安全対策等に対する支援

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を踏まえ、全国で実施した盛土の総点検により把握された危険な盛土については、早期に盛土の安全性把握調査や安全対策等が行われ、速やかに安全性の確保が図られるよう、国がその費用の一部を支援している。

○ 盛土緊急対策事業による支援内容

- ・ 盛土の安全性把握調査
- ・ 盛土の防災対策（応急対策）
- ・ 盛土の撤去事業
- ・ 盛土の崩落対策事業



盛土規制法の施行後は、規制区域内における盛土等の行為には許可を要することとなるが、今後、不法かつ危険な盛土が行われ、その行為者等が改善命令等に従わない場合等は、都道府県等が必要な盛土の安全対策を行わねばならず、そのような取組を支援する必要がある。

盛土緊急対策事業

- **今後新たに把握される危険な盛土**に対して、都道府県等が実施する**安全性把握調査や安全対策等の取組を支援**

1. 防災・減災まちづくりの更なる推進

(4) 防災・減災、国土強靱化 5 年加速化対策の着実な推進

近年の激甚化・頻発化する気象災害や切迫する大規模地震の発生リスク、インフラの老朽化に対し、災害から国民の命と暮らしを守るため、「防災・減災、国土強靱化のための5年加速化対策」(R2.12.11閣議決定)に基づき、着実に事業を推進する。

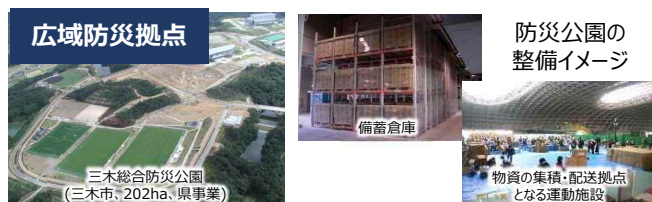
防災・減災、国土強靱化のための5年加速化対策

防災公園の機能確保

多様な災害に対応した防災公園の整備により、災害発生時の避難地、防災拠点としての機能を確保する。

【KPI】機能を十分発揮させるために整備が必要な防災公園(約160箇所程度)の対策実施率

- 現状： - ⇒ 令和7年度達成目標：80%
- 5年加速化対策による達成年次の前倒し
令和13年度 ⇒ 令和9年度



都市公園の老朽化対策

都市公園においてインフラ長寿命化計画に基づく老朽化対策を進め、予防保全型管理への移行を図る。

【KPI】インフラ長寿命化計画を策定済みの都市公園(約66,000公園)のうち、緊急度の高い老朽化した公園施設の改修等の対策を実施できている都市公園の割合

- 現状：31% ⇒ 令和7年度達成目標：80%
- 5年加速化対策による達成年次の前倒し
令和12年度 ⇒ 令和9年度

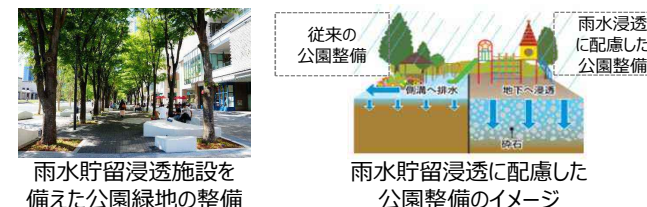


グリーンインフラを活用した防災・減災

雨水の貯留浸透機能等の高いグリーンインフラの創出・保全等災害の低減に資する取組を支援する。

【KPI】全国の主要都市(30都市を想定)における防災・減災に資するグリーンインフラの取組み実施率

- 現状：10% ⇒ 令和7年度達成目標：90%
- 5年加速化対策による達成年次の前倒し
令和11年度 ⇒ 令和8年度



災害に強い市街地形成

災害の危険性の高い区域における都市機能の移転、防災機能強化等を計画的に推進することで、市街地における災害による被害を軽減する。

【KPI】面的な市街地整備等の実施地区における都市機能の移転や防災機能強化等に令和3年度以降に取組む地区(40地区)の対策実施率

- 現状： - ⇒ 令和7年度達成目標：70%
- 5年加速化対策による達成年次の前倒し
令和12年度 ⇒ 令和9年度

【医療・福祉施設等の防災機能強化のイメージ】

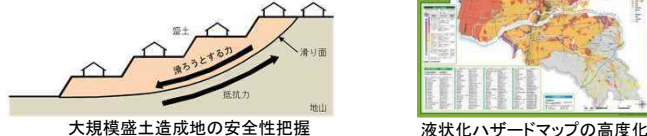


大規模盛土造成地等の耐震化

個別の大規模盛土造成地等において、地盤調査等の安全性の確認・把握等を実施する。

【KPI】①大規模盛土造成地を有する約1,000市区町村における、安全性把握調査の着手率

- ②液状化ハザードマップ高度化の実施市区町村数
- ①現状：4.1% ⇒ 令和7年度達成目標：60%
- ②現状： - ⇒ 令和7年度達成目標：25市区町村
- 5年加速化対策による達成年次の前倒し
- ①令和27年度 ⇒ 令和12年度
- ②令和36年度 ⇒ 令和14年度



地下街の耐震性向上等

耐震対策・漏水対策、避難施設や防災施設整備により利用者等の安全な避難等のための適切な機能を確保する。

【KPI】全国の地下街79箇所を対象として、地下街防災推進計画等に基づく耐震対策が完了した地下街の割合

- 現状：57% ⇒ 令和7年度達成目標：80%
- 5年加速化対策による達成年次の前倒し
令和18年度 ⇒ 令和15年度



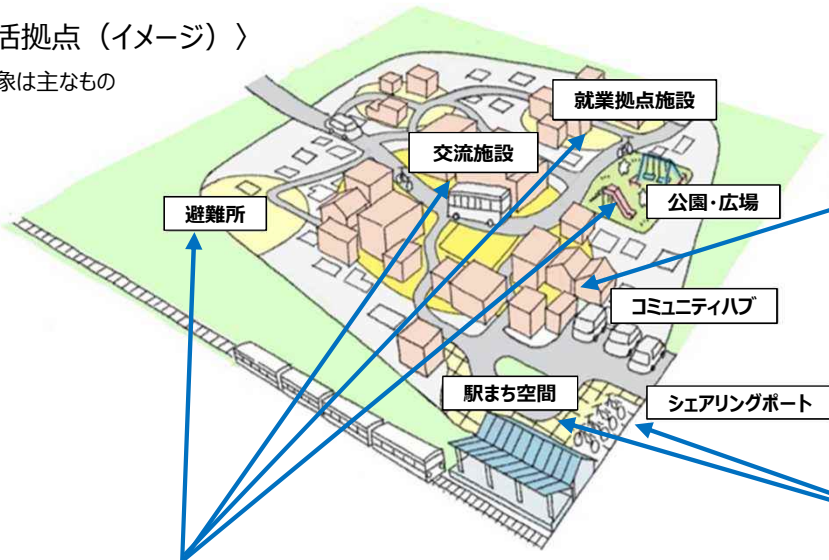
2. 多様なライフスタイルを支える持続可能な多極連携型まちづくり

(1) 日常生活を支える地域生活拠点の形成

多様なライフスタイルを支える人間中心のまちづくりの実現に向けて、日常生活を営む身近なエリア（ネイバーフッド）の充実を図るため、日常生活を支える地域生活拠点において、必要な都市機能・公共公益施設の誘導・整備、アクセス性の向上、ゆとりとにぎわいのあるウォーカブル空間の形成を推進する。

〈地域生活拠点（イメージ）〉

※支援対象は主なもの



都市機能の誘導・整備等 (都市構造再編集中支援事業)

○立地適正化計画に基づく公共公益施設の誘導・整備等への支援

立地適正化計画に基づき市町村や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し、集中的に支援。



都市機能の整備
(交流施設、病院、学校、図書館等)



公共公益施設の整備
(道路・公園・広場等)



防災力強化の取組
(避難所の整備・改修等)

滞在・交流の促進 (まちなかウォーカブル推進事業)

○地域生活拠点における滞在・交流空間の形成への支援

日常生活を支える地域生活拠点において、滞在の快適性の向上に資する公共空間の整備や既存ストックの修復・利活用を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」空間の形成を推進。

また、地域住民、来街者、関係人口等の多様な人々の滞在・交流を促進するため、地域の資源として存在する既存ストックやデジタル技術を活用したコミュニティハブ等の人々が集い憩う環境整備への支援を強化。



多様な人々が集うコミュニティハブ (イメージ)

アクセス性の向上 (都市・地域交通戦略推進事業)

○モビリティサービスの充実への支援

①新たなモビリティの普及への対応

・シェアリングポートの整備等の多様なモビリティの導入に向けた環境整備への支援を強化。



シェアサイクルの整備
(岡山県岡山市)

②誰もがアクセスしやすい交通環境の整備

・バリアフリー交通施設の整備にかかる支援を強化。



改築した駅舎に観光案内所を併設
(奈良県奈良市)

③駅まち空間の再構築

・駅まち空間の地域生活拠点への改修を支援。

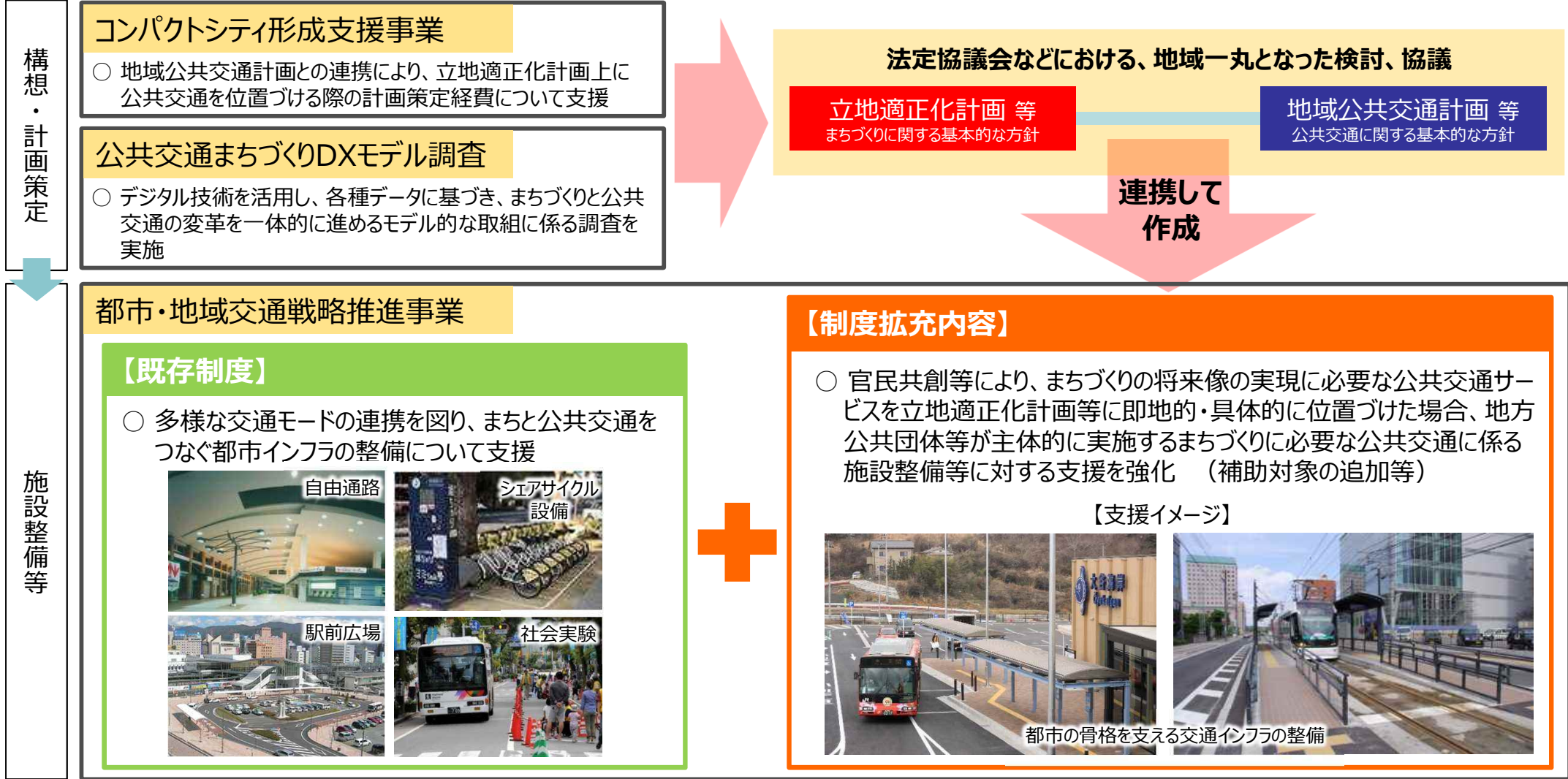
2. 多様なライフスタイルを支える持続可能な多極連携型まちづくり

(2) まちづくりと公共交通との連携による持続可能な交通軸の形成

コンパクトシティ形成支援事業	補助	5.7億円(1.04倍)
まちづくりDX先導調査	調査	2.7億円(皆増)
都市・地域交通戦略推進事業	補助	9.8億円(1.09倍)
社総交		6,900億円の内数

持続可能な多極連携型のまちづくりの実現には、都心拠点や地域生活拠点の充実に加え、拠点間を結ぶ都市の骨格となる公共交通（ネットワーク）の確保が必要。公共交通の活性化にあたっては、土地利用を含めたまちづくりとの連携が不可欠であり、構想・計画策定段階から一体的な検討を進めていくことが重要。

そのため、まちづくりと公共交通を一体的に捉え、官民共創等により地域一丸となって、持続可能な交通軸を形成するための取組を推進。



2. 多様なライフスタイルを支える持続可能な多極連携型まちづくり

(3) 都市圏全体での実効性のあるコンパクト化の推進

都市圏全体での持続可能な都市構造の実現に向けて、市町村管理構想・地域管理構想と連携しつつ、都市計画区域外の郊外住宅地や周辺集落等における地域生活拠点の形成等のコンパクト化の取組を支援する。

都市構造再編集中支援事業、都市再生整備計画事業、まちなかウォークアブル推進事業、都市・地域交通戦略推進事業

都市計画区域外で、日常生活を支える地域生活拠点の形成に対する支援を実施。



A市(立地適正化計画策定済)
【都市構造再編集中支援事業 等】

連携

B市(立地適正化計画未策定/A市と立地適正化
の方針策定済又は市町村管理構想・地域管理構
想策定済)
【都市再生整備計画事業 等】

都市構造再編集中支援事業 補助	817.9億円(1.17倍)
まちなかウォークアブル推進事業 補助	9.5億円(2.71倍)
都市・地域交通戦略推進事業 補助	9.8億円(1.09倍)
都市再生整備計画事業、まちなかウォークアブル推進事業、 都市・地域交通戦略推進事業 社総交	6,900億円の内数

施行地区要件の追加 【都市構造再編集中支援事業、都市再生整備計画事業 等】

○都市計画区域外を含む「立地適正化計画」又は「立地適正化の方針」を定めた場合（いずれも複数自治体による作成可）、都市計画区域外の以下の地区を、施行地区に追加。

- ① 「立地適正化計画」又は「立地適正化の方針」で地域生活拠点として位置づけられた区域
- ② 「立地適正化計画」又は「立地適正化の方針」と整合した「市町村管理構想・地域管理構想」で地域生活拠点として位置づけられた区域

かつ

都市機能誘導区域と公共交通ネットワークで結ばれた地域

立地適正化計画策定済都市内(左図A市)：都市構造再編集中支援事業 等
立地適正化計画未策定都市内(左図B市)：都市再生整備計画事業 等

○「立地適正化計画」又は「立地適正化の方針」と「市町村管理構想・地域管理構想」を共に作成し、整合が図られている場合、重点的に支援。【都市再生整備計画事業 等】

○①②と都市機能誘導区域を結び、将来のまちづくりに必要な公共交通ネットワークについても支援。【都市・地域交通戦略推進事業】

支援対象の追加 【都市再生整備計画事業】

○地域生活拠点に位置づけられた地区は、医療施設・社会福祉施設・教育文化施設・子育て支援施設等の公共公益施設の統廃合を支援対象に追加。

2. 多様なライフスタイルを支える持続可能な多極連携型まちづくり

(4) 適正規模での市街地整備事業の促進

市街地再開発事業等、都市再生区画整理事業、都市再生整備計画事業 社総交 **6,900億円の内数**
 防交交 **9,677億円の内数**
 都市構造再編集集中支援事業 補助 **817.9億円(1.17倍)**

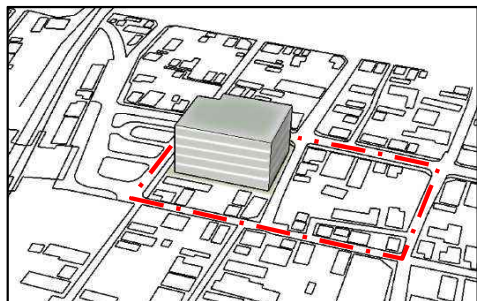
都心拠点に加え、日常生活の拠点となる身近な地域生活拠点の充実を図るため、既存ストックを有効活用した施設整備や点在する低未利用地の集約・再編など、地域の需要に見合った効率的な市街地整備事業を促進する。

既存建築物を活用した市街地再開発事業等への支援

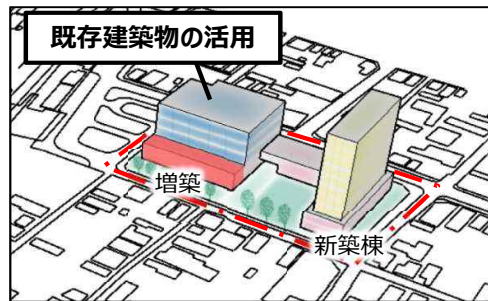
地域の需要に見合った適正規模での市街地再開発事業等を推進するため、既存建築物を活用する場合の支援を強化。

＜既存建築物の活用イメージ＞

【従前】



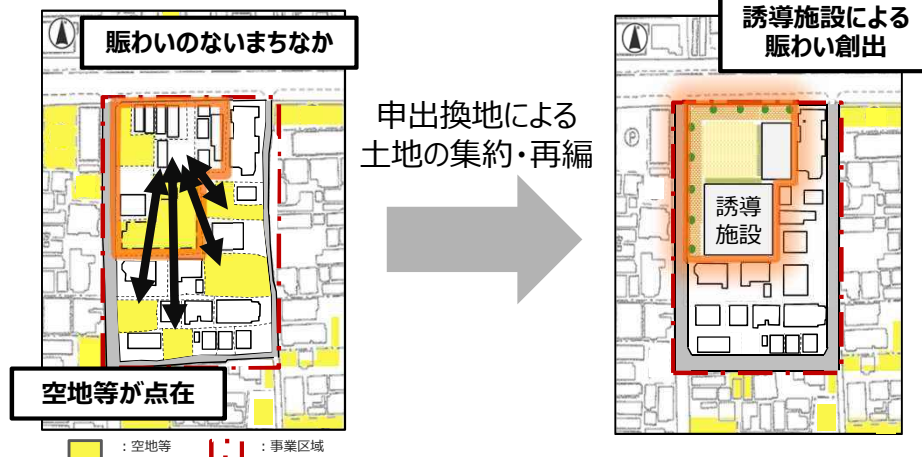
【従後】



低未利用地を集約する小規模土地区画整理事業への支援

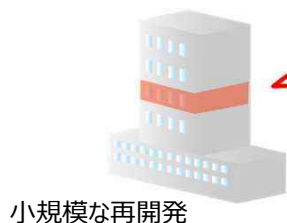
地域生活拠点の形成を促進するため、都市機能誘導区域内において低未利用地を集約・再編し誘導施設を導入する小規模土地区画整理事業について、支援を強化。

＜地域生活拠点形成のイメージ＞



都市構造再編集集中支援事業等による高次都市施設整備の推進

地域生活拠点の充実を図るため、地方公共団体等が小規模な再開発等で創出した床を高次都市施設（地域交流センター等）として取得する場合の支援を強化。



高次都市施設として床を取得（イメージ）



都市再生推進法人等が関与する市街地再開発事業等への支援

市街地再開発事業等の効果を地域へ持続的に波及させていくため、都市再生推進法人等が企画段階から運用・管理段階まで一貫して関与する事業への支援を強化。



2. 多様なライフスタイルを支える持続可能な多極連携型まちづくり

(5) 公共施設等総合管理計画と連携した都市機能の更なる集約化

都市構造再編集中支援事業 補助 817.9億円(1.17倍)

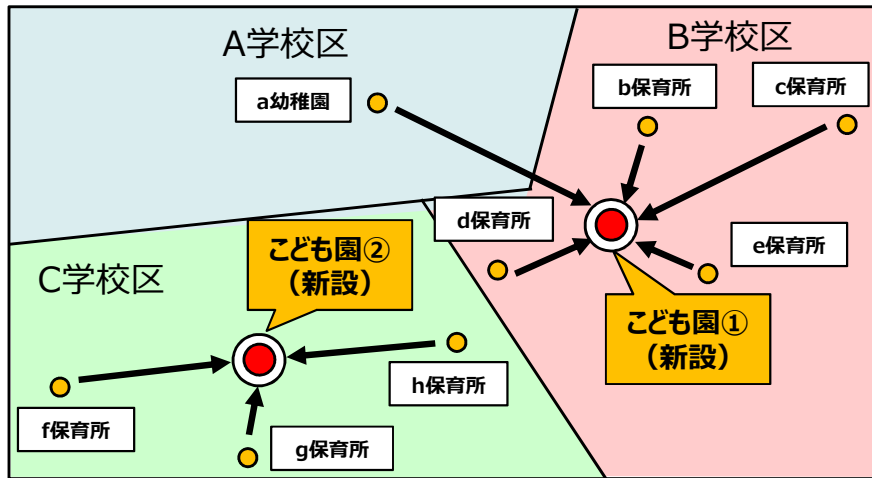
持続可能な都市構造の実現に向けて、ストックの適正な集約・管理を図りつつ、多極連携型まちづくりを推進するため、「公共施設等総合管理計画」による公共施設集約化と「立地適正化計画」による都市機能誘導が連携した取組に対する支援を強化する。

都市構造再編集中支援事業

○公共施設等総合管理計画と連携した都市機能の更なる集約化への支援

公共施設等総合管理計画に位置づけられた誘導施設を整備する場合、誘導施設整備の支援要件「同種施設 1 都市 1 施設まで」を撤廃する。

〈公共施設等総合管理計画に基づくストックの集約・管理の事例（富山県小矢部市）〉



こども園①（富山県小矢部市）

- a幼稚園
- b保育所
- c保育所
- d保育所
- e保育所



こども園①
(新設)



こども園②（富山県小矢部市）

- f保育所
- g保育所
- h保育所



こども園②
(新設)

○先進的なデジタル技術等の導入検討のための支援

施設の集約等にあたり、施設の効率的・効果的な運営等を行うためにデジタル技術等を活用する場合、構想段階から必要な検討経費を支援対象に追加する。

〈先進的技術に係る実証実験の事例（千葉県柏市）〉



○駅に到着した段階で病院へのチェックインを可能にする仕組みをGPSを活用し構築。
○将来的に、分野横断的取組により「街全体が待合室」構想を目指す。

3. 地方都市と大都市の交流・連携による新たな都市再生

(1) 地方都市におけるイノベーション拠点の形成

官民連携まちなか再生推進事業 補助 4.8億円(1.39倍)

地方都市におけるまちなかの魅力の低下等による若年層の流出、大都市における国際競争力の相対的低下等の課題に対応するため、地方都市のイノベーション力と大都市の国際競争力を強化することが必要となる。

地方都市においては、イノベーションや新たな産業の創出を促進するため、多様な主体の連携による取組等を新たに支援する。また、大都市においては、日本や地方都市の魅力を世界に発信する取組等への支援を強化する。

地方都市イノベーション拠点形成事業の創設

地方都市のイノベーション拠点の形成に向けた仕掛けづくりへの支援を図るため、官民連携まちなか再生推進事業において、地域企業や行政、大学等の多様な主体が参画するエリアプラットフォームによる、将来ビジョンの策定、実証実験、大学等と連携した起業支援等の取組を総合的に支援する「地方都市イノベーション拠点形成事業」を創設。

地方都市イノベーション拠点形成事業

将来ビジョンの策定



多様な主体が参画するエリアプラットフォームによる将来ビジョンの策定

支援内容

地域企業や行政、大学等が集う多様な主体によるエリアプラットフォームの運営や活動エリアの将来ビジョン策定を支援



地方都市

地方都市のイノベーション拠点の形成に向けた仕掛けづくり（ソフト事業）を総合的に支援

社会実験



次世代モビリティなど新たなツールによる生活利便性の向上等に資する実証実験

支援内容

エリアプラットフォームを構成する地域企業等が行うイノベーションの創出に向けた実証実験を支援

大学等と連携した起業支援



行政・大学・金融機関が連携した新興企業支援の連携協定の締結

支援内容

まちづくりに資する大学発スタートアップ等の起業活動支援プログラムの運営や起業をサポートする専門家の派遣等の取組を支援

データ活用



カメラ・センサーの設置による人流データの取得・活用

支援内容

エリア内で展開する各種サービスの質の向上を促進するために必要なデータの取得・活用等の取組を支援

国際競争力強化拠点形成事業



大都市

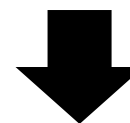
日本や地方都市の魅力を世界に発信するためのシティプロモーション等の取組に対する支援を強化

シティプロモーション・情報発信



TOKYO TORCH（東京駅前常盤橋プロジェクト）では、新潟県小千谷市との連携による「錦鯉が泳ぐ池」など、国内外からの来訪者に向けて地域の魅力を発信するため、全国の地域と連携した取組を実施

交流・連携



選定されたモデル都市・地域に対して重点的に支援

3. 地方都市と大都市の交流・連携による新たな都市再生

(2) 地方都市のイノベーション力の強化に資する民間都市開発の推進

民間都市開発推進資金 融資 貸付 **35.0億円(1.75倍)**
まちづくりファンド支援事業 補助 **4.0億円(4.00倍)**

地方都市のイノベーション力の強化のため、民間都市開発推進機構（民都機構）による金融支援を通じ、民間資金を活用しつつ、イノベーション創出やデジタル技術の社会実装に資する施設の整備を伴う民間都市開発事業を推進する。

共同型都市再構築事業やまちづくりファンド支援事業（共助推進型）において、支援対象の拡充等により交流・連携施設や情報化基盤施設等の整備に対する支援を強化し、地方都市におけるイノベーション拠点となる場づくりを推進する。

共同型都市再構築事業（民間都市開発推進資金融資）

地域の生活に必要な都市機能の増進や都市の環境・防災性能の向上に資する民間事業に対し、民都機構が長期で安定的な資金を供給する。

イノベーション創出に向けた支援

- インキュベーション施設等の「交流・連携施設」の整備を伴う事業を支援対象に追加する。

(支援イメージ)



インキュベーション施設

デジタル技術の実装に向けた支援

- データセンター等の「情報化基盤施設」の整備を伴う事業を支援対象に追加する。

(支援イメージ)



データセンター



5G基地局

まちづくりファンド支援事業（共助推進型）

一定エリア内で自立的に行われるまちづくり活動に対し、民都機構と地方公共団体が共同で設置するまちづくりファンドを通じて支援を行う。

イノベーション創出に向けた支援

- コワーキングスペース等の「交流・連携施設」を支援対象に追加する。

(支援イメージ)

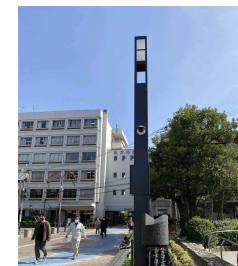


コワーキングスペース

デジタル技術の実装に向けた支援

- AIカメラ、人流センサー等の「情報化基盤設備」を支援対象に追加する。

(支援イメージ)



AIカメラ、人流センサーを備えた
スマート街路灯



デジタルサイネージ

支援額の充実化

- 民都機構からまちづくりファンドに対する支援限度額を緩和する。

(3) 国際競争力強化のための都市再生の推進

諸外国において、コロナ後の経済・社会システムの再構築を見据えて、大規模投資を官民一体となって推進している中、我が国においても交通利便性や業務機能の集積の程度が高く、経済活動が活発なビジネス拠点を形成し、大都市の国際競争力を強化するため、都市の中核拠点において、道路や鉄道施設等の重要インフラや市街地開発事業等の都市基盤整備を集中的かつ重点的に推進するとともに、金融・税制支援を通じて優良な民間都市開発事業を推進する。

国際競争拠点都市整備事業（公共公益施設整備型）

我が国の都市の国際競争力を強化するため、大都市の拠点となるエリアにおいて、都市基盤整備を重点的に進めることにより、国際的なビジネス拠点・世界水準の居住空間の形成を図る。

支援内容

- ①道路の新設又は改築 ②鉄道施設の建設又は改良
- ③バスターミナルの整備 ④鉄道駅周辺施設の整備 ⑤市街地再開発事業
- ⑥土地区画整理事業 ⑦BRTの整備 ⑧史跡等一体都市開発事業
- ⑨①～⑧と一体的に整備する情報化基盤施設の整備

〈整備例〉 大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域（うめきた地区）



大規模未利用地（貨物駅跡地）において、道路、公園、広場、交通結節機能等の都市基盤を整備することで、民間事業者による都市開発事業を促進

国際的なビジネス拠点・世界水準の居住空間の形成

優良な民間都市開発事業の推進（国土交通大臣認定制度）

国際性豊かな都市機能を整備し、海外から企業や人材を呼び込むため、優良な民間都市開発事業への金融・税制支援を通じ、国際ビジネス拠点に相応しい都市の形成を図る。

支援内容

- 金融支援
民間都市開発推進機構によるメザニン支援
- 税制支援
法人税等の割増償却、登録免許税等の軽減措置

〈支援事例〉



虎ノ門・麻布台地区
第一種市街地再開発事業
(東京都港区)

約20,000㎡のオープンスペースを整備し、国際性豊かな緑とうるおいのある複合市街地を形成



天神ビジネスセンター
(福岡県福岡市)

回遊性向上のため歩行者ネットワークを強化し、高質なオフィス・商業空間、都市景観を創出

4. まちづくりのDX

(1) 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進

都市空間情報デジタル基盤構築調査 調査 **15.0億円(3.00倍)**
 都市空間情報デジタル基盤構築支援事業 補助 **15.0億円(2.14倍)**

都市インフラの再構築、先端的な都市サービス導入、都市におけるオープン・イノベーション創出等のまちづくりDXの社会実装を推進するため、デジタル・インフラである3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化プロジェクト（PLATEAU/プラトール）を更に進め、「まちづくりのデジタル・トランスフォーメーション実現ビジョン」に基づく持続可能、Well-beingの向上、機動的で柔軟な都市の実現を目指す。

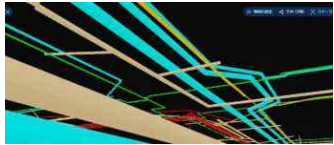
建築BIMや不動産ID等とも連携して「建築・都市のDX」を推進し、国によるデータ整備の効率化・高度化のための技術開発や先進的な技術を活用したユースケースの開発等に取り組むとともに、地域のオープン・イノベーションの創出等を推進する。

都市空間情報デジタル基盤構築調査

データ整備の効率化・高度化

■ 標準仕様の拡張（データ整備の高度化）

デジタルツインの社会実装を実現するため、3D都市モデルの標準データモデル(PLATEAU標準仕様)を更に拡張する。



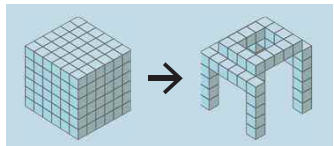
台帳、CAD、地下計測データ等を用い、共同溝、地下街等の地下構造物の3D都市モデルを作成するための標準仕様策定



BIM/CIM、台帳、地上測量データ等を用い、橋梁、トンネル、堤防等の土木構造物の3D都市モデルを作成するための標準仕様策定

■ 標準作成手法の発展（データ整備の効率化）

地方公共団体におけるデータ整備を推進するため、低コスト・短周期・高精度のデータ作成手法を開発する。



BIM/CIM → 3D都市モデル

建物単位の詳細なBIMモデルを活用し、都市スケールの3D都市モデルを作成するための情報交換要件（変換ルール）の開発



14条地図

高精度で情報の正確度が高い登記所備付地図（14条地図）を活用して3D都市モデルを作成するためのデータ整備手法の開発

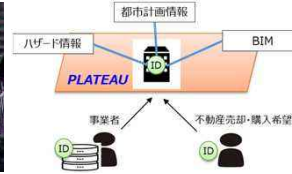
ユースケース開発

■ 先進的な技術を活用したユースケース開発

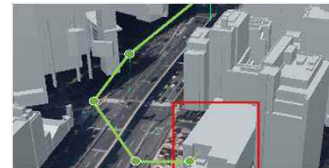
地域の課題解決や価値創出につながる先進的な技術を活用したユースケース開発を推進する。



AR、VR、リアルメタバース等の先進的な技術を活用した新たなサービス提供



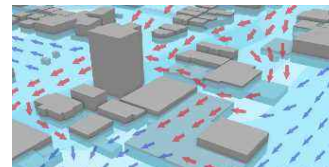
不動産ID等やデータ連携基盤（都市OS）と連携した地域課題の解決



3D都市モデルをマップとしたドローン等の自律飛行システム



都市の変化を予測する都市開発シミュレーション



3D都市モデルを活用した浸水シミュレーションに基づく防災まちづくり



太陽光発電量等のシミュレーションによる地域脱炭素の推進

地域における社会実装

■ 地域のオープン・イノベーションの創出

デジタル技術を活用した地域の課題解決、住民参加、イノベーション創出等を推進する。



PLATEAUのオープンデータを活用したこれまでにないソリューション創出のため、ハッカソン、アプリコンテスト、アクセラレーションプログラム等を実施



地方公共団体のケイパビリティ向上や民間人材のすそ野拡大などを狙った官民のデジタル人材の育成プログラムの開発・実施

■ 全国データのオープンデータ推進/流通性向上



現在の可視化機能に加え、自治体によるデータ登録、データ更新等を可能とするシステム（PLATEAU VIEW2.0）を実証的に開発。実証調査を踏まえ、早期の実装を目指す

令和4年度

●「PLATEAU VIEW2.0」の開発

令和5年度

●「PLATEAU VIEW2.0」の改修・運用

都市空間情報デジタル基盤構築支援事業

■ 地方公共団体による3D都市モデルの整備・活用を支援

【支援対象】

■ 3D都市モデルの整備経費

- ✓ 3D都市モデルの整備、3D都市モデルの整備に必要な元データの整備、作成データを可視化するためのシステム導入・改修等



➤ 3D都市モデルの整備フロー



➤ PLATEAU VIEW (可視化システム)

■ 3D都市モデルの活用経費

- ✓ 3D都市モデルを活用したユースケースの実装に必要な分析・シミュレーションやアプリ開発、政策活用等



➤ 氾濫シミュレーション結果の3D表示イメージ



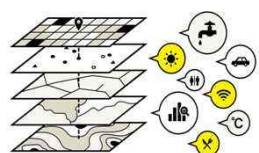
➤ 立地適正化計画情報等の重ね合わせによる都市の現状把握

■ 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化推進経費

- ✓ 専門家派遣やワークショップ・ピッチイベントの開催、関連情報のデジタル化やGISシステムの導入・改修等



➤ ピッチイベント等の開催



➤ GISシステムの導入・改修

地方公共団体による3D都市モデルの社会実装

＜地方公共団体による

3D都市モデルの自律的な活用事例＞



デジタルツイン実現プロジェクト (東京都)

- 東京都のデジタルツインを実現し、都政の様々な領域で活用



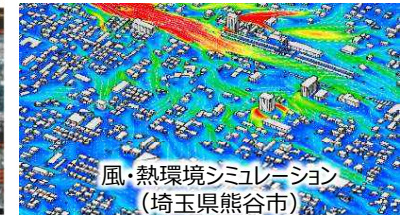
くらしマップおかや (長野県岡谷市)

- 洪水や土砂災害のハザードマップを三次元で一般に提供



災害対応行政支援システム (長野県茅野市)

- 3D都市モデルに住民情報を紐づけ、救助オペレーション等に活用



風・熱環境シミュレーション (埼玉県熊谷市)

- 通風や熱環境等を踏まえたスマートタウン開発の適地選定に活用



3D都市モデル×Minecraft (北海道札幌市)

- ゲームに3D都市モデルを読み込み、まちづくり教育に活用



浸水シミュレーション (全国48都市239河川)

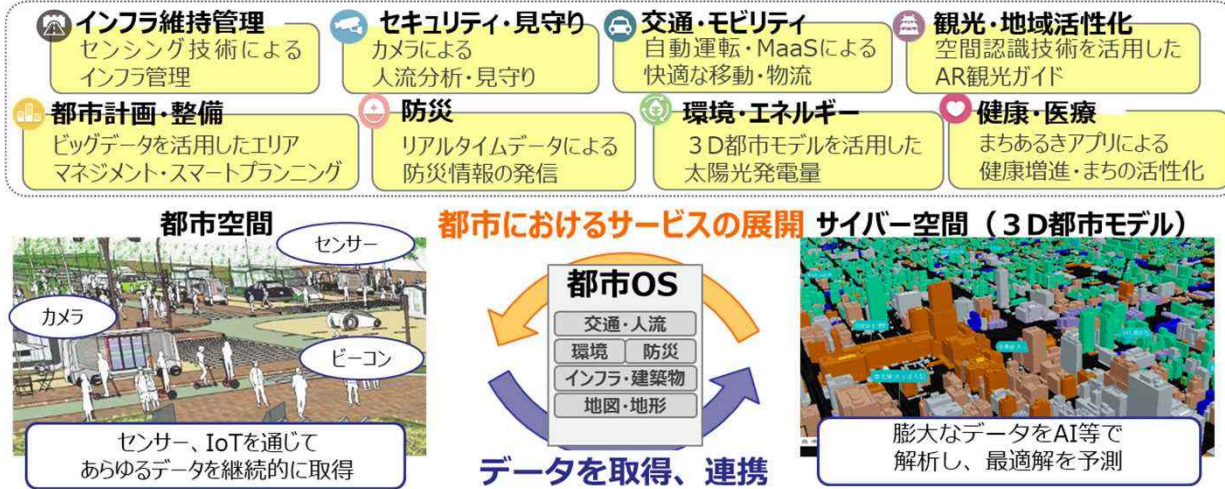
- 浸水想定区域図等を三次元表示し、住民説明や防災施策検討に活用

(2) スマートシティの実装化の推進

スマートシティ実装化支援事業 補助 4.0億円(1.51倍)

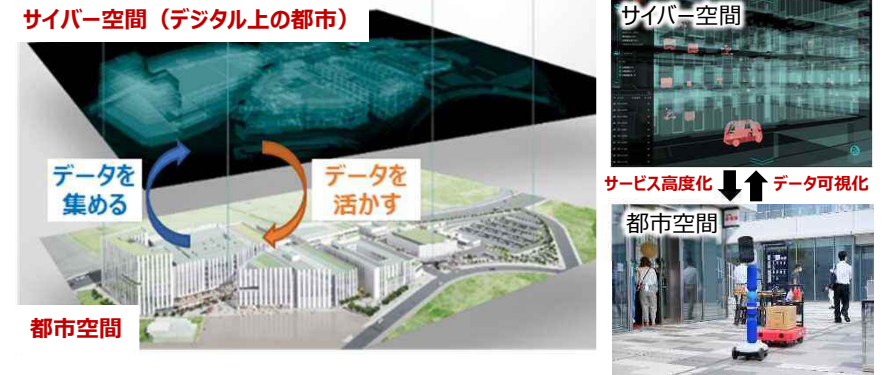
デジタル技術の活用により都市の諸課題を解決し、新しい価値を創出する「スマートシティ」を実現するため、複数サービス・分野間で連携した先進的な都市サービスの実証事業を支援する。さらに、早期にまちへの実装を目指す取組等を行う先進地区へ重点的に支援を実施する。

スマートシティの概要



【スマートシティの代表地区事例（東京都大田区）】

エリア内の人流やモビリティなど様々なデータを可視化したサイバー空間をもとに**モビリティ・ロボティクス等の分野の実証事業を実施**。



Step 0 官民体制構築	Step 1 実行計画の策定	Step 2 実証事業	Step 3 社会実装化へ支援
------------------	-------------------	----------------	--------------------

スマートシティの実装化に向けた支援

・データや新技術を活用し、都市アセットの利活用につながるサービス等に係る先駆的な実証事業を行い、スマートシティの実装に向けたノウハウ・課題を蓄積

実行計画の策定【R1～】 技術の実装に向けた実証実験の実施【R2～】	ガイドブックの公表【R3】	スマートシティモデルプロジェクトからの知見集の公表【R4】
---------------------------------------	---------------	-------------------------------

**100地域における
技術実装
(2025年度政府目標)**

地域主体の実証事業を支援するスマートシティ実装化支援事業を創設【R3～】
+ 早期の実装を目指す取組への重点的支援を強化

4. まちづくりのDX

(3) まちづくりDXの全国展開に向けた環境整備の推進

まちづくりDX先導調査 調査 2.7億円(皆増)

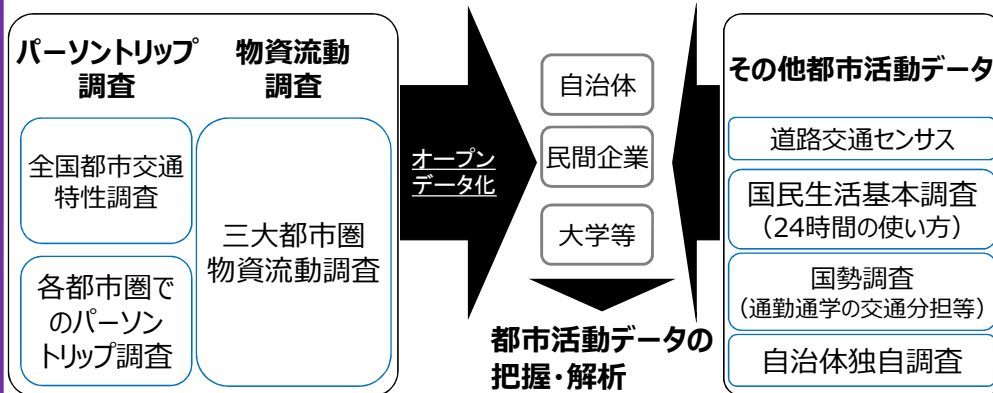
まちづくりDXの全国的な展開に向けて、3D都市モデルやスマートシティの取組とともに、官民のまちづくりデータの利用促進や都市空間のDXなど、基盤となる技術開発や全国的な利用環境整備を先導し、まちづくりDXの環境整備を行うための調査（まちづくりDX先導調査）を実施する。

まちづくりDX先導調査

まちづくりDX実現のための調査を国が一元的・横断的に実施

まちづくりデータのオープン化

- ・パーソントリップ調査等の様々なデータを集約・オープン化
- ・自治体職員自らが調査データを簡易分析でき、分析結果の可視化が可能なツール開発
- ・各地域の都市活動データを活用した都市政策の検討事例の集約



デジタル技術による都市空間の再構築

- ・バス専用道や駐車場等における自動運転技術の早期導入に向けた、走行空間や手動・自動の切替に必要な設備、安全性等に関する検討
- ・事前復興まちづくり計画策定におけるデジタル技術活用等による防災まちづくりの取組のDX化等の推進
- ・スマートシティモデルプロジェクトの先進事例の体系的な整理と官民連携プラットフォームによる自治体へのノウハウ支援、官民のマッチング支援等による全国横展開



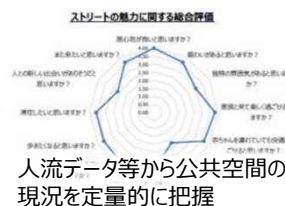
自動運転導入を見据えた街路空間のイメージ



3D都市モデルを活用した防災まちづくりWSや模擬訓練

エリアマネジメントの高度化

- ・エリアマネジメントを実施する地域団体が公共空間の人流データ等定量データを簡易に取得・分析・管理し、効果的なマネジメントを行うための仕組みの明確化
- ・エリアマネジメントの効果の定量的把握方法の開発



公共交通まちづくりDXモデルの構築

- ・デジタル技術を活用し、各種データに基づくまちづくりと公共交通の変革を一体的に進めるモデル的な取組を支援。これにより、まちづくりと公共交通の将来像を定量的データに基づき議論。



公共交通データとまちづくりデータをデジタル上で重ね合わせ

5. まちづくりのグリーン化の推進

(1) エネルギーの効率的な利用によるグリーン化の推進

国際競争拠点都市整備事業 補助 160.0億円(1.23倍)

大都市の業務中枢拠点における国際競争力をより一層高めるため、市街地整備と一体となった面的エネルギーの整備を加速化させ防災性の向上を図るとともに、2050年カーボンニュートラルの実現に向けたエネルギーの効率的な利用により、まちづくりにおけるグリーン化を推進する。

このため、都市開発事業等と一体的に実施されるエネルギー導管等の整備と合わせたエネルギー供給施設の整備に対して支援を行い、自立・分散型エネルギーシステムの導入を促進する。

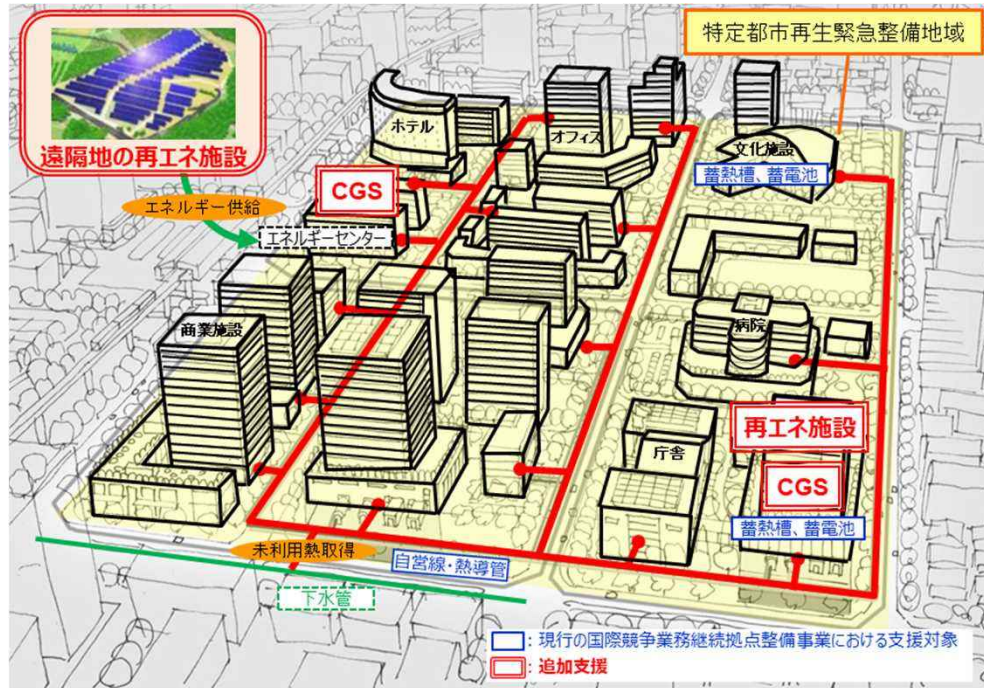
国際競争業務継続拠点整備事業

災害時における電気・熱の安定供給による防災性向上や、エネルギー需要やピークの平準化によるエネルギーの効率的な利用に資するエネルギー面的利用の推進を加速化するため、下記の実施への支援を強化する。

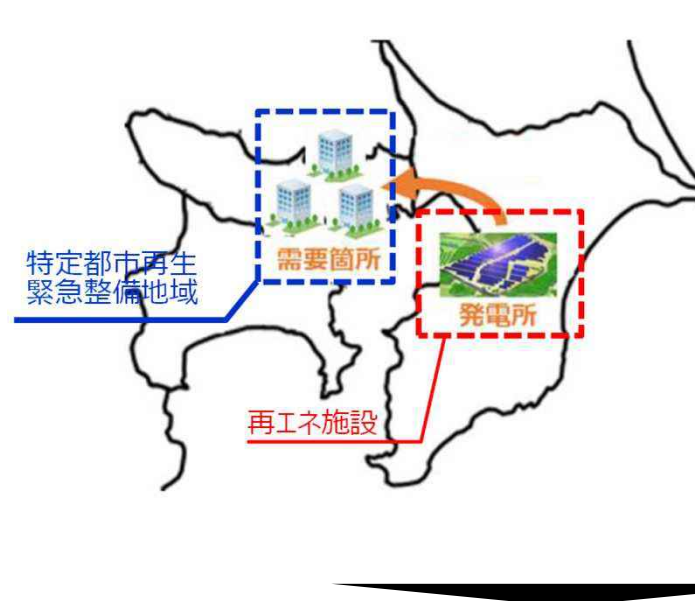
- エネルギー導管を活用し、複数の建物にエネルギーを供給するためのエネルギー供給施設の整備を支援対象に追加。
- 特定都市再生緊急整備地域外（オフサイト）を対象区域に追加。

※特定都市再生緊急整備地域内にエネルギーを供給するための施設整備に限る。

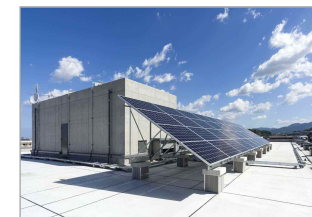
<支援イメージ>



<オフサイトにおける取組イメージ>



<支援対象イメージ>



再生可能エネルギー施設
(太陽光発電施設 等)



コージェネレーションシステム
(CGS)

都市開発事業等と一体となったクリーンで効率的なエネルギー利用の推進

5. まちづくりのグリーン化の推進

(2) 都市公園等におけるカーボンニュートラルの推進

グリーンインフラ活用型都市構築支援事業	補助	3.9億円(1.56倍)
都市公園・緑地等事業	社総交	6,900億円の内数
	防安交	9,677億円の内数
国営公園等事業	直轄	299.7億円(1.24倍)

都市の緑については、樹木等の生長に伴うCO₂吸収や、ヒートアイランド現象の緩和により、空調のエネルギー負荷を低減するCO₂排出抑制の効果を持つことから、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、脱炭素先行地域等において、都市公園整備をはじめとする公共空間の緑化、建築物の屋上緑化等の取組を推進し、新たな緑化空間の創出を図る。

全国に約11万箇所ある都市公園では、国営公園や地方公共団体が管理する都市公園の一部に太陽光発電施設が設置されている状況にあるが、再生可能エネルギーの導入目標（令和4年中策定予定）の達成に向けて更なる導入を推進し、温室効果ガスの削減に寄与するとともに、自立分散型エネルギーの確保による防災性の向上やエネルギーの地産地消による経済循環等の実現を図る。

グリーンインフラの社会実装

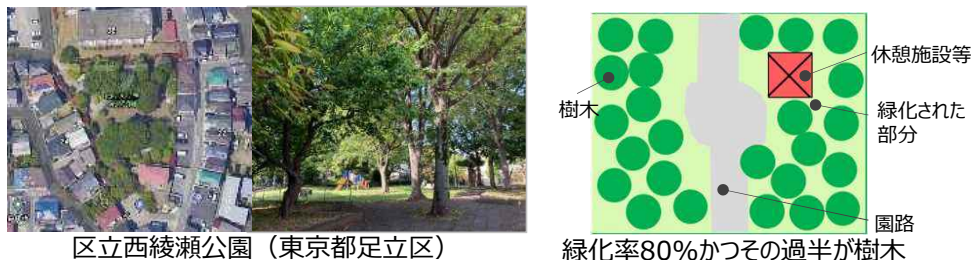
- 官民連携・分野横断により、自然環境が有する多様な機能を引き出し、戦略的に地域課題の解決を目指すグリーンインフラの取組を推進する。
- 脱炭素先行地域等において、緑化規模等、一定の要件を満たす民間建築物についての屋上緑化等の取組を推進する。



CO₂吸収源となる都市公園整備の推進

- 脱炭素先行地域等において、樹木等の有するCO₂の吸収や排出抑制効果を活かし、CO₂吸収効果の高い樹木主体の都市公園の整備を推進する。

<樹木主体の公園のイメージ>



再生可能エネルギー導入の推進

- 自立分散型エネルギー確保の観点も考慮しつつ、災害発生時に避難地や防災拠点となる防災公園を中心に、避難者の適切な誘導等のための照明やスマートフォン等を充電するための電源等として、再生可能エネルギー型発電施設の導入を推進する。

<防災公園における取組イメージ>



- Park-PFIを活用した官民連携による都市公園への太陽光発電施設の導入の推進を図る。
- 国営公園においては、再エネ電気の調達と発電施設の整備によって、2030年度を目途に国が行う事務・事業に係る電力について、可能な限りの再生可能エネルギーの導入を目指す。



5. まちづくりのグリーン化の推進

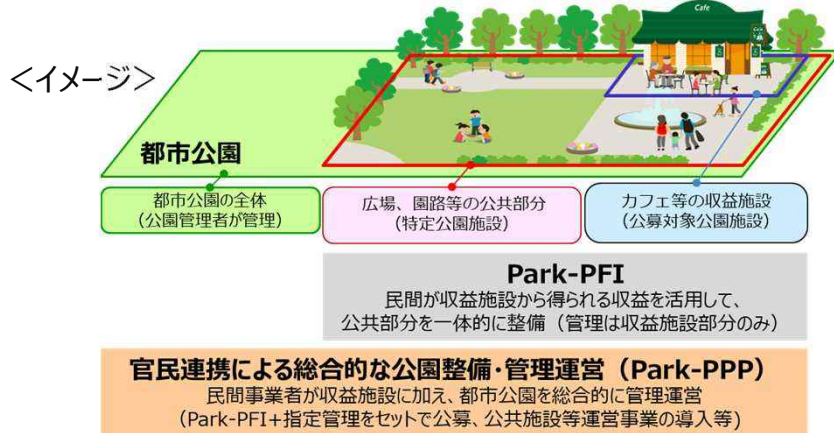
(3) 官民連携の強化等による公園整備・管理運営の推進

都市公園・緑地等事業	社総交	6,900億円の内数
	防安交	9,677億円の内数
国営公園等事業調査費	直轄	3.7億円(1.45倍)
社会課題対応型都市公園機能向上促進事業	補助	36.1億円(1.20倍)

新しい資本主義の中核となる「新たな官民連携」の取組として、都市公園における公共施設等運営事業の活用や多様なPPP/PFIモデルの形成を図るため、官民連携による総合的な公園整備・管理運営に対する支援や、国営公園における公共施設等運営事業の導入検討等を行う。

PPP/PFI推進アクションプラン（令和4年改定版）に基づく官民連携の強化

- 都市公園における民間活用の拡大を図るための支援
 - ① 官民連携による公園の整備・管理運営のための調査を支援
(官民連携の事前調査としてのデータ収集分析やマーケットサウンディング、PPP/PFI事業の実施方針検討等)
 - ② 公共施設等運営事業など、官民連携による総合的な整備・管理運営の導入が具体化した案件を重点支援



- 国営公園における官民連携手法の多様化を図るため、モデルとなる公園を設定し、公共施設等運営事業の導入を検討

- 多様な主体との連携による社会課題への対応を促進するため、柔軟で質の高い管理運営に資する取組 (管理体制の構築、利用ルールづくり、社会実験等) やDXを活用する公園の整備を重点支援

● Park-PFI事業者が総合的に整備・管理運営する公園の例



としまどりの防災公園 (東京都豊島区)

鞍ヶ池公園 (愛知県豊田市)

PPP/PFI推進アクションプラン（令和4年改定版）（抜粋）

2. PPP/PFIの推進施策 (1) 多様なPPP/PFIの展開 i) 新たなPPP/PFI活用モデルの形成
 - ① 地域交流の場である公園、公民館等の身近な施設でのPPP/PFI活用 (中略) に向けた先導的事例を機構と連携しつつ形成し、新たなPPP/PFI活用モデルとして横展開を図る。
 - ② 引き続き、都市公園法に基づく公募設置管理制度 (Park-PFI) の着実な導入促進を図る。
3. PPP/PFIアクションプラン推進の目標 (2) 重点分野と目標 ii) 各重点分野における取組 ⑧公園
 - 1 2か所の国営公園等、利用料金の設定された公園における公共施設等運営事業の導入を令和8年度までに2件を目標に検討する。
 - ・ 国営公園における公共施設等運営事業については、(中略) 広域的な見地から設置する公園のうち整備が概成した公園の中でモデルとなる公園を設定し、(中略) その導入に関して検討を行う。
 - ・ 公園全体での民間活用の拡大について、調査から整備まで一貫して支援できる仕組みを検討する。

都市開発海外展開支援事業 補助 **0.7億円(1.03倍)**
 都市開発の海外展開に向けた調査 調査 **1.6億円(1.14倍)**

(1) 都市開発の海外展開の推進

政府の「インフラシステム海外展開戦略2025」等に基づき都市開発の海外展開を推進するため、大規模開発に関するノウハウを有する独立行政法人都市再生機構（UR）等との連携を強化し、官民一体となった取組を推進する。

また、スマートシティ、公共交通指向型都市開発（TOD）等の日本の強みを活かした案件に我が国企業が参画できるよう、都市開発の海外展開を推進する。

取組イメージ

大規模開発のノウハウを有するUR等との連携強化

セミナー・ワークショップ

・開発構想・計画の予備的調査
 ・案件のフィージビリティ調査

我が国の
強みの発信

現地政府・企業
との関係構築

案件
発掘

開発計画
策定支援

日本企業による受注・投資の促進

許認可
取得支援

JOINによる
出資等

案件発掘・形成調査

相手国政府と連携した公的施設整備を
伴うPPP都市開発

スマートシティ・TODや郊外型大規模開発
に関する都市開発

JOINによる出資案件34件
のうち都市開発案件13件
※令和4年6月時点



URが支援するスマートシティ開発
 (タイ バンスー中央駅周辺都市開発 イメージ図)
 ※JICA調査報告書より



日本企業が参画したTOD型開発
 (インドネシア BSD地区開発 イメージ図)

6. 都市開発の海外展開・国際園芸博覧会及び首里城復元に向けた取組

(2) 2027年国際園芸博覧会等に向けた取組

2027年国際園芸博覧会事業 補助 1.9億円(2.32倍)
2027年国際園芸博覧会検討調査 調査 1.0億円(3.33倍)
ドーハ国際園芸博覧会出展調査 調査 0.1億円(0.83倍)

2027年に神奈川県横浜市（旧上瀬谷通信施設）で開催する最上位のクラス（A1）の国際園芸博覧会について、花や緑との関わりを通じ、自然と共生した持続可能で幸福感が深まる社会の創造に向け、開催準備を着実に進める。具体的には、グリーンインフラの社会実装、ウォークアブルなまちづくりの実現、スマートシティの先導・発展に寄与するよう、本博覧会の準備及び運営を行う国際園芸博覧会協会が実施する会場建設に係る費用の一部補助や、日本国政府出展の検討等を進める。

2027年国際園芸博覧会等に向けた取組

2027年国際園芸博覧会の概要

- 開催場所：旧上瀬谷通信施設の一部（約100ha）
（神奈川県横浜市旭区・瀬谷区）
- 開催期間：2027年3月19日～9月26日（6か月間）
- 参加者数：1,500万人（ICT活用等の多様な参加形態を含む）
- 会場建設費：約320億円
- テーマ：幸せを創る明日の風景
～Scenery of the Future for Happiness～
- 開催者：（一社）2027年国際園芸博覧会協会



会場建設の推進

- 閣議了解（令和3年6月22日）に基づき、国・地方公共団体・民間が会場建設費を負担。
- 令和6年度からの本格的な工事着工を目指し、令和5年度は国際園芸博覧会協会が実施する会場基盤の実施設計や施設・建築物の基本設計等に対する補助を実施。

日本国政府出展の検討

- 我が国の造園技術・伝統文化等の国内外への発信に向け、日本国政府出展を実施。
- 令和4年度に策定予定の政府出展基本計画の内容を踏まえ、令和5年度には政府出展基本設計を実施。

国際的な連携・PRの実施

- 国際博覧会に関する条約上の手続を実施するとともに、各国政府等への参加招請活動を開始。
- 博覧会国際事務局総会等において、博覧会の準備状況等を報告。
- 2023年10月からカタール国ドーハで開催予定のA1クラスの国際園芸博覧会において、日本国政府出展の実施にあわせて、2027年国際園芸博覧会のPR活動を実施。

(3) 首里城の復元に向けた取組

国営公園等事業（沖縄分）直轄 47.1億円の内数

令和元年10月の火災により、首里城正殿等9棟の建物が焼失。首里城復元のための関係閣僚会議で決定された「首里城正殿等の復元に向けた工程表」に基づき、首里城正殿について、本体工事（令和4年秋着工予定）を推進し、令和8年の復元に向けた取組を進める。令和5年度は、本体工事の整備等を推進する。

正殿の本体工事

- 「首里城正殿等の復元に向けた工程表」に基づき、正殿の本体工事（令和4年度～8年度）を実施。



▲ 正殿工事に向けた仮設施設の整備イメージ

首里城の復元に関する技術検討

- 首里城の復元に向け、関係機関と連携をとりながら、技術検討委員会において、防火対策、材料調達、彫刻・装飾等を検討。



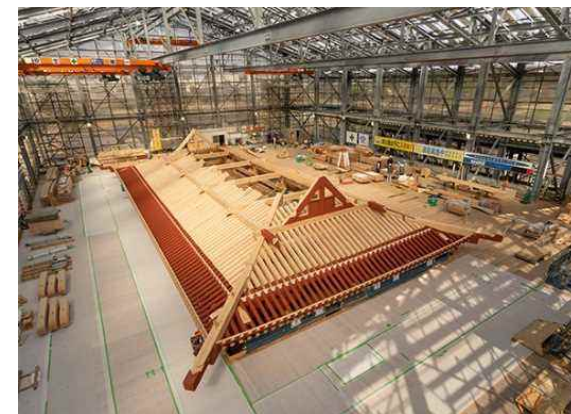
▲ 正殿復元で用いる塗装方法の試行



赤瓦の試作▶

復元過程の公開

- 復元過程の公開の取組の一環として、破損瓦等の撤去や本体工事の様子を安全性を確保しながら一般に公開。



▲ 素屋根内における復元工事の公開イメージ

首里城正殿等の復元に向けた工程表（令和2年3月 首里城復元のための関係閣僚会議決定） 抜粋

首里城正殿について、令和2年度（2020年度）早期に設計に入り、令和4年（2022年）中には本体工事に着工し、令和8年（2026年）までに復元することを目指すこととし、北殿や南殿等を含め復元に向けた取組を進めることとする。その際、復元過程の公開や観光振興など地元の一層に対応した施策を推進する。

V. 令和5年度 税制改正要望事項

都市の競争力・魅力の向上

○都市再生緊急整備地域等における認定民間都市再生事業に係る課税の特例措置の拡充・延長

都市再生緊急整備地域等における国土交通大臣の認定を受けた優良な民間都市開発プロジェクトに係る特例措置を延長する。また、地方都市における事業区域面積要件の緩和を行う。

【所得税・法人税】5年間 割増償却 緊急地域：2.5割増、特定地域：5割増

【登録免許税】建物所有権保存登記の税率（本則0.4%）を軽減し、
緊急地域：0.35%、特定地域：0.2%とする

【不動産取得税】課税標準を緊急地域：4/5、特定地域：1/2とする*

【固定資産税・都市計画税】課税標準を5年間軽減し、

緊急地域：3/5、特定地域：1/2とする*

※上記を参酌基準とし、条例で定める割合

○市民緑地認定制度における課税標準の特例措置の延長

民間活力を活かした都市の良好な環境形成を推進するため、認定市民緑地の用に供する土地に対する課税標準の特例措置を延長する。

【固定資産税・都市計画税】課税標準を3年間軽減し、2/3とする*

※上記を参酌基準とし、条例で定める割合

安全なまちづくりの推進

○災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置の延長

防災移転について一層の支援の充実を図るため、災害ハザードエリアから安全な区域への移転に伴い取得する土地建物に対する特例措置を延長する。

【登録免許税】 税率を本則の1/2とする
(所有権移転登記、地上権・賃借権設定登記)

【不動産取得税】 課税標準の4/5とする

市街地再開発の推進

○市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る特例措置の延長

市街地再開発事業の円滑な推進を図るため、従前権利者が取得した施設建築物に係る税額の減額措置を延長する。

【固定資産税】下記の通り5年間減額する

①住宅で居住用部分の床面積が50㎡以上280㎡以下である家屋

・居住用部分：1/3とする

・非居住用部分：2/3*とする

②住宅以外の家屋：2/3*とする

※第一種市街地再開発事業の施行に伴うものは3/4とする

○市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長

市街地再開発事業の推進を図るため、所有する事業用資産を譲渡し、市街地再開発事業の保留床に買換えた場合の譲渡益に対する特例措置を延長する。

【所得税・法人税】

譲渡益の80%への課税を繰り延べ

«他局主管要望»

○優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長

VI. 参考資料

(近年の制度改正・トピックス)

1. 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律	43
2. 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律	47
3. 水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン	48
4. 盛土による災害防止に向けた対応	49
5. 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（盛土規制法）	52
6. まちづくりのデジタル・トランスフォーメーション実現ビジョン	53

(都市行政の主な政策ツール等)

7. コンパクト・プラス・ネットワーク	57
8. 都市再生制度	59
9. まちなかウォークアブル	61
10. スマートシティ	63
11. 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進	65
12. 都市公園の種類と現況	67
13. 都市開発の海外主要案件	68

1. 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

(1) 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律【概要】

<令和2年6月10日公布 令和2年9月7日、令和4年4月1日施行>

背景・必要性

- 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進の観点から総合的な対策を講じることが喫緊の課題
- こうした取組に併せて、生産年齢人口の減少、社会経済の多様化に対応するため、まちなかにおいて多様な人々が集い、交流することのできる空間を形成し、都市の魅力を向上させることが必要

⇒ 安全で魅力的なまちづくりの推進が必要

「国土強靱化基本計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2019」、「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」、「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」（閣議決定）において、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりの推進、災害リスクの高いエリアの立地規制やエリア外への移転促進、スマートシティの推進、コンパクト・プラス・ネットワーク等を位置づけ

法律の概要

安全なまちづくり【都市計画法、都市再生特別措置法】

災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制

○開発許可制度の見直し

- 災害レッドゾーンでの開発について、自己業務用施設も原則禁止
- 市街化調整区域の災害イエローゾーンにおける住宅等の開発を抑制

○住宅等の開発に対する勧告・公表

- 立地適正化計画の居住誘導区域外における災害レッドゾーン内での住宅等の開発について勧告を行い、これに従わない場合は公表できることとする

災害ハザードエリアからの移転の促進

○市町村による移転計画制度の創設

- 災害ハザードエリアからの円滑な移転を支援する（（予算）防災集団移転の戸数要件の緩和（10戸→5戸）など住宅、病院等の移転に対する支援）ための計画を作成

災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくり

- 立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外

<災害レッドゾーン>
 ・災害危険区域（崖崩れ、出水等）
 ・土砂災害特別警戒区域
 ・地すべり防止区域
 ・急傾斜地崩壊危険区域
 <災害イエローゾーン>
 災害レッドゾーン以外の災害ハザードエリア（浸水ハザードエリア等）

- 立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「防災指針」の作成

⇒避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備や警戒避難体制の確保等

魅力的なまちづくり【都市再生特別措置法、都市計画法、建築基準法】

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出

都市再生整備計画*に「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定し、以下の取組を推進*都市再生整備計画：市町村が作成するまちづくりのための計画

○「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出

- 官民一体で取り組むにぎわい空間の創出
 例）公共による街路の広場化と民間によるオープンスペース提供
（予算）公共空間リノベーションへの交付金等による支援
 （税制）公共空間を提供した民間事業者への固定資産税等の軽減

- まちなかエリアにおける駐車場出入口規制等の導入

○まちなかを盛り上げるエリアマネジメントの推進

- 都市再生推進法人*のコーディネートによる道路・公園の占用
 手続の円滑化

*都市再生推進法人：NPO、まちづくり会社等の地域におけるまちづくり活動を行う法人（市町村が指定）

- （予算）官民連携によるまちづくり計画の策定等を支援
 （予算）都市再生推進法人への低利貸付による支援

居住エリアの環境向上

○日常生活の利便性向上

- 立地適正化計画の居住誘導区域内において、住宅地で病院・店舗など日常生活に必要な施設の立地を促進する制度の創設

○都市インフラの老朽化対策

- 都市計画施設の改修について、立地適正化計画の記載事項として位置づけ
 ⇒改修に要する費用について都市計画税の充当等



駅前中心の駅前広場
 駅前のトランジットモール化、広場整備など歩行者空間の創出

【目標・効果】

- 「防災指針」に基づく対策を強化し、安全なまちづくりを実現
 （KPI）防災指針の作成：約600件（全ての立地適正化計画作成自治体）（2021年～2025年【2021年:100件 ↗ 2025年:600件】）
- 多様な人々が集い、交流することのできる「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを創出し、魅力的なまちづくりを実現
 （KPI）「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定した市町村数：2025年度までに100市町村以上

1. 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

(2) 頻発・激甚化する自然災害に対応した「安全なまちづくり」

<令和2年6月10日公布 令和2年9月7日、令和4年4月1日施行>

○ 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画と防災との連携強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じる。

◆災害ハザードエリアにおける開発抑制
(開発許可の見直し)

<災害レッドゾーン>

-都市計画区域全域で、住宅等（自己居住用を除く）に加え、**自己の業務用施設**（店舗、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場等）の**開発を原則禁止**

<災害イエローゾーン>

-市街化調整区域における**住宅等の開発許可を厳格化**（安全上及び避難上の対策等を許可の条件とする）

区 域	対 応
<p>災害レッドゾーン</p> <p>市街化区域 市街化調整区域 非線引き都市計画区域</p>	<p>開発許可を 原則禁止</p>
<p>災害イエローゾーン</p> <p>市街化調整区域</p>	<p>開発許可の 厳格化</p>

災害レッドゾーン

- ・災害危険区域（崖崩れ、出水等）
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域
- ・浸水被害防止区域
- ※R3年法改正により追加

災害イエローゾーン

- ・土砂災害警戒区域
- ・浸水想定区域（洪水等の発生時に生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域に限る。）



◆立地適正化計画の強化
(防災を主流化)

-立地適正化計画の**居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外**

-立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「**防災指針**」の作成

- 〔避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備、警戒避難体制の確保等〕

◆災害ハザードエリアからの移転の促進

-市町村による防災移転支援計画

〔市町村が、移転者等のコーディネートを行い、移転に関する具体的な計画を作成し、手続きの代行 等〕

※上記の法制上の措置とは別途、予算措置を拡充（防災集団移転促進事業の要件緩和（10戸→5戸 等））

市街化調整区域

市街化区域

居住誘導区域

災害レッドゾーン

災害イエローゾーン

1. 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

(3) 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出による「魅力的なまちづくり」

<令和2年6月10日公布 令和2年9月7日、令和4年4月1日施行>

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに向けた計画の策定・共有

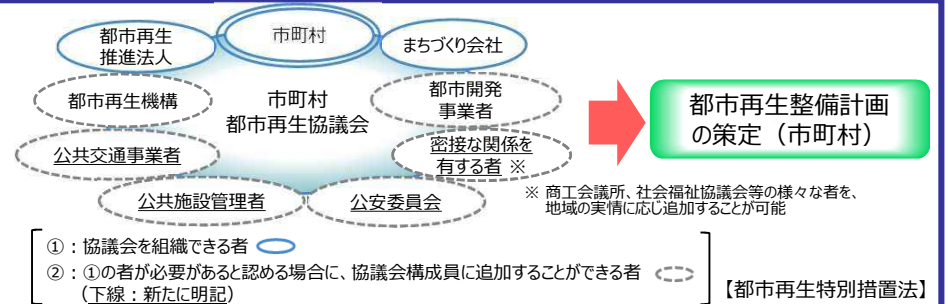
・市町村都市再生協議会*の構成員として、官民の多様な関係者を追加することを可能に*
(まちづくりの主体である市町村等が、地域の実情に応じ、どのような者を構成員として追加するかを判断)

* 市町村都市再生協議会：都市再生整備計画（市町村が作成するまちづくりのための計画）の策定・実施等に関し必要な協議を行う場

* 協議会構成員に追加することができる者として、公共交通事業者、公共施設管理者、公安委員会その他まちづくり計画に密接な関係を有する者を明記

・市町村が都市再生整備計画を策定し、官民一体で行う「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりのための取組を位置づけ

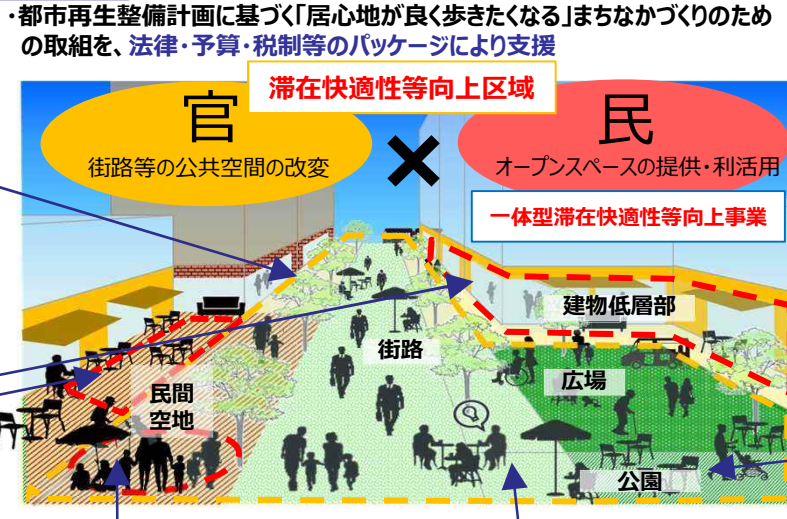
[予算] 官民連携によるまちづくり計画の策定等を支援



計画に基づく「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出

・市町村等による歩行者滞在空間の創出（街路の広場化等）

[予算] 交付金等による支援



・駐車場の出入口の設置を制限（メインストリート側ではなく裏道側に駐車場の出入口を設置）

事故のリスク!

・民間事業者による民地部分のオープンスペース化(①)や建物低層部のガラス張り化等(②)

[税制] 固定資産税等の軽減
[予算] 補助金による支援

・民間事業者が公園管理者と締結する協定に基づき、公園内にカフェ・売店等を設置

・都市再生推進法人*がまちづくり活動の一環として、ベンチの設置、植栽等により交流・滞在空間を充実化

* 都市再生推進法人：NPO、まちづくり会社等の地域におけるまちづくり活動を行う法人（市町村が指定）

[金融] 低利貸付による支援

・イベント実施時などに都市再生推進法人が道路・公園の占用手続を一括して対応

【都市再生特別措置法】

1. 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

都市再生特別措置法、都市計画法、建築基準法

(4) 居住エリアの環境向上等による「魅力的なまちづくり」

<令和2年6月10日公布 令和2年9月7日、令和4年4月1日施行>

○ 居住エリアの環境向上、老朽化した都市インフラの改修を図るための都市計画制度の見直しや各種支援制度により、豊かな生活を支えるコンパクトなまちづくりと民間都市開発を推進。

◆居住エリアにおける病院、店舗等の立地の促進（用途制限の緩和等）

- 市町村が、都市計画において、居住誘導区域内に「居住環境向上用途誘導地区」を定めることにより、病院、店舗等の日常生活に必要な施設（生活利便施設）について容積率、用途制限の緩和を可能とすることで、これらの施設の立地を促進

<制度活用の例>

- 住宅地の徒歩圏内に、生活利便施設の立地を促進

【生活利便施設の例（イメージ）】



都市型スーパーマーケット

病院

【都市再生特別措置法、都市計画法、建築基準法】

◆都市農地の保全・活用（新たな地区計画制度）

- 農業と調和した良好な居住環境を確保するための新たな地区計画制度（地区計画の記載事項に農地の保全に関する事項を追加し、条例により農地の開発行為等を許可制とする仕組み）とそれに伴う税制特例（相続税・贈与税の納税猶予等）



【都市計画法】

◆老朽化した都市インフラの計画的改修（都市計画税の充当）

- 高齢化の進展等を踏まえ、豊かな生活を支えるコンパクトなまちづくりを推進するためには、バリアフリー化など、老朽化した都市施設の改修が必要
- 居住誘導区域・都市機能誘導区域における都市インフラの計画的改修を推進するため、市町村が立地適正化計画に都市インフラの改修事業を記載し、都道府県知事の同意等を得ることにより、都市計画税の充当を可能とする仕組みを創設

（参考）全国市長会議決定提言（R1.6.12）

都市計画施設等の改修・更新を円滑に推進するため、都市計画法第59条の許可または承認に関する事務を簡素化すること。

【都市再生特別措置法】

◆エリア価値向上に資する都市開発プロジェクトの推進

- スマートビル*の整備を行う都市開発プロジェクトに対し、民都機構による金融支援（貸付け）を実施

*カメラ、センサー等により人流データ等を集積・活用し、省エネルギー化や生産性向上等を図るビル

- 都市開発プロジェクトに対する国土交通大臣認定（金融支援等の要件）の申請期限（令和3年度末）を、令和8年度末まで延長



【都市再生特別措置法】

2. 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律 (流域治水関連法)

〈令和3年5月10日公布 令和3年7月15日、11月1日施行〉

- 流域治水の取組の一環として、災害リスクを踏まえた移転促進やまちなかの安全対策等を更に強化し、防災・減災が主流となるまちづくりを推進。

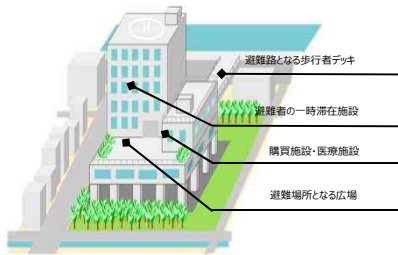
流域治水関連法 都市局関係改正内容

◆市街地の安全性の強化

【災害時の避難先となる拠点の整備】

水災害等の発生時に
住民などの避難・滞在の拠点となる施設
(ホール、スーパー、病院等)を
都市計画に位置付け、
一体の施設として計画的に整備

【都市計画法】



歩行者デッキ
歩行者デッキで高層階や堤防と連結し、移動経路を確保



避難者の一時滞在施設
浸水時の避難者の一時滞在所を確保



避難場所となる広場
屋上の広場は浸水時に一時避難場所として活用

【地区単位の浸水対策の推進】

- 1 敷地の高上げや住宅の居室の高床化を地区単位でルール化することを可能に
- 2 防災の観点から必要な避難施設・避難路や雨水貯留浸透施設を地区計画に位置付けることで、その整備を担保

【都市計画法】



高床化



避難施設



雨水貯留浸透施設

◆危険なエリアからの移転の促進

(防災集団移転促進事業の拡充)

- 1 移転の対象となるエリア(移転促進区域)の要件を拡充

【現行の移転促進区域】

災害が発生した地域
災害危険区域



【追加する移転促進区域】

浸水被害防止区域
地すべり防止区域
急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害特別警戒区域

- 2 事業の担い手を都道府県・URに拡充

- 3 事業による住宅団地の整備に併せて移転する要配慮者施設の土地について、その整備費を支援対象に追加。

- 4 既存市街地・集落の空き地・空き家の活用を可能とするため、住宅団地の整備要件を新たな住宅団地の整備のみならず、工事を要しない整地(草刈り等)でも可能となるよう運用改善。(令和4年度)

【防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律】

◆グリーンインフラの活用 【都市部の緑地の保全】

特別緑地保全地区の指定の対象となる緑地として雨水貯留浸透能力の高い緑地を追加



今回新たに特別緑地保全地区として追加する雨水貯留浸透能力の高い緑地のイメージ

【都市緑地法】

3. 水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン【概要】

概要

- 近年、激甚な水災害が全国各地で発生し、今後、気候変動の影響による降雨量の増加等により、さらに頻発化・激甚化することが懸念されることから、河川整備等と防災まちづくりの総合的・重層的な取組により、水災害に強いまちづくりを目指すことが必要。
- このような状況を受け、国土交通省（事務局：都市局、水管理・国土保全局、住宅局）は「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会を設置し、令和2年8月に提言をとりまとめ、提言に基づき、令和3年5月に、水災害ハザード情報の充実や防災まちづくりを進める考え方・手法を示す「**水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン**」を作成。
- 地方公共団体の治水、防災、都市計画、建築等の各分野の担当部局が、これまで以上に連携を深め、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりに取り組んでいけるよう、本ガイドラインを周知し、支援。
- 本ガイドラインの内容は、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりについて、現時点で妥当と思われる基本的な考え方を整理したもの。今後、各地域での取組を通じて得られた知見を随時反映し、法制度の改正等も踏まえ、必要に応じて見直し、充実。

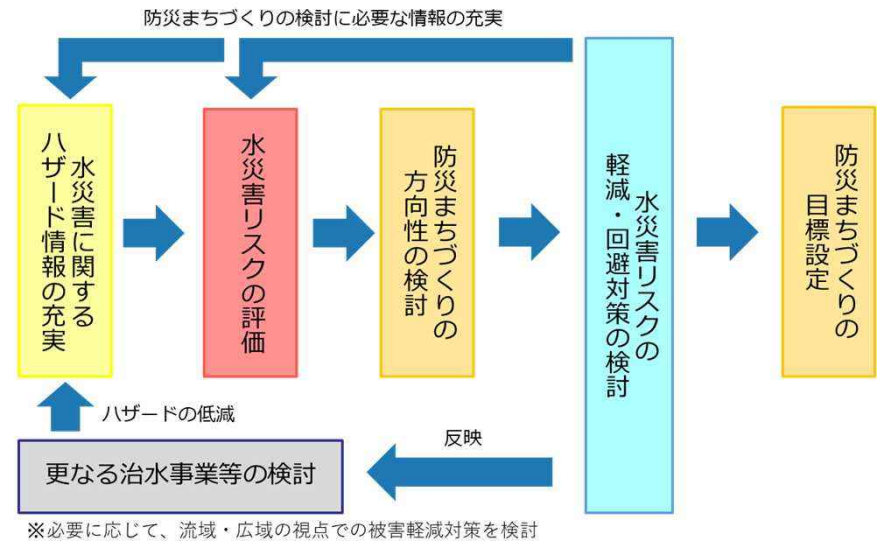
ガイドラインの全体像

取組主体：

市町村（主な実施者）、国及び都道府県（重要な協力者）を想定。

水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの全体の流れ

- ① ハザード情報を整理し、防災まちづくりの検討に必要なハザード情報を充実。
 - ② ハザード情報、ハザードを被る人命・財産等の分布、被害の受けやすさをもとに、地域ごとに水災害リスクを評価。
 - ③ 水災害リスクを踏まえて防災まちづくりの方向性を検討。
 - ④ 水災害リスクの評価内容に応じて、当該リスクを軽減又は回避する対策を検討し、防災まちづくりの目標を設定。
- 新たなハザード情報が必要となった場合には、情報をさらに充実。まちづくりにおける対策では地域の水災害リスクの軽減に限界がある場合には、治水部局において、水災害ハザードを軽減させるために更なる治水対策等の取組を検討。
 - 防災まちづくりの推進に当たっては、流域全体のリスク分担のあり方の検討など、流域・広域の観点からの連携が必要。



防災まちづくりの検討の流れ

4. 盛土による災害防止のための総点検 ～第4回盛土による災害防止のための関係府省連絡会議（R4.3.28）～

- ・ 人家等に影響のある盛土について、土地利用関係各府省（国土交通省、農林水産省、林野庁、環境省）の連名で、都道府県に対し、以下のような作業を行っていただくことを令和3年8月11日に通知。
- ・ 都道府県の現場が混乱しないよう、関係府省が連携してサポート。

重点点検対象エリア及び重点点検箇所

- ① 土砂災害警戒区域（土石流）の上流域及び区域内（地すべり、急傾斜）
- ② 山地災害危険地区の集水区域（崩壊土砂流出）及び地区内（地すべり、山腹崩壊）
- ③ 大規模盛土造成地 ※）各地方公共団体等において点検が必要と考える箇所も対象

盛土の把握

- ・ 各地方公共団体等が、許可・届出資料等から確認した盛土
- ・ 盛土可能性箇所データ（国土地理院提供）等から推定される盛土
- ・ その他、各地方公共団体等において点検が必要と考える盛土 等

土地利用制限の権限を有する各地方公共団体等がそれぞれの観点から点検

点検の観点（目視で点検）

- ① 許可・届出等の必要な手続きが行われているか
- ② 手続き内容と現地の状況が一致しているか（面積、土量等）
- ③ 災害防止の必要な措置がとられているか（水抜きの有無等）
- ④ 禁止事項に関する確認（廃棄物の有無等）

【盛土の総点検のとりまとめ（令和4年3月16日時点）】

- 全国の総点検対象となる約 3.6万箇所のうち、ほぼ全ての盛土について目視等による点検完了の報告あり。
- 点検4項目のうち、いずれかの点検項目に該当する盛土は約1,100箇所あった。

4. 盛土による災害の防止に関する検討会 提言概要 (R3.12.24公表)

1. 危険な盛土箇所に関する対策

【基本的な考え方】

- 盛土の総点検等で確認された「**災害危険性の高い盛土**」については、**安全性を確保するための対策を早期に実施**することが必要。
- 対策に当たっては、**行為者等による是正措置を基本**としつつ、対応が困難な場合は**地方公共団体等が危険箇所対策を実施**するとともに、**国は地方公共団体等に対して支援**していくべき。

【具体的な対応策】

(1) 行為者等に対する法令上の措置の徹底

- 不法盛土造成等の行為者・土地所有者等に対し法令等に基づく行政指導や行政処分を躊躇なく行い、厳正に対処すべき。

(2) 危険箇所対策等

- 「災害危険性の高い盛土」が否かを確認する必要がある盛土等については、詳細調査（測量、ボーリング等）を実施すべき。
- また、一時的に崩落等の被害を回避するための応急対策（土嚢の設置等）を実施すべき。
- 「災害危険性の高い盛土」については、対策の緊急性等を踏まえ、地方公共団体等による抜本的な危険箇所対策（土砂の撤去、擁壁、堰堤の設置等）を実施すべき。

(3) 危険箇所対策完了までの間の措置

- 「災害危険性の高い盛土」と特定された盛土は公表し、住民に周知等することが適切。緊急時の迅速な避難につなげることができるよう、緊急通報体制の構築等による情報発信も必要。
- ソフト対策（監視カメラ、定点観測等）による現地状況の監視が必要。

2. 危険な盛土等の発生を防止するための仕組み

【基本的な考え方】

- 崩落により人家等に影響を与えないよう、**危険な盛土造成等を規制するための全国一律のルール（新たな法制度）を創設**し、規制を強化していくべき。
- **廃棄物が混じっていない土**は、自然由来のものであり、**適切に活用し、又は自然に還していくべきもの**。廃棄物と同一視して同様の規制の下に置くことは適当ではない（廃棄物混じり土については、廃棄物と土をできるだけ分別の上、廃棄物処理法に従って廃棄物を処理）。
- また、新たな法制度を実効性のあるものとするためには、**法の施行体制・能力の強化**が必要。特に、不法盛土への対処体制をしっかりと確立すべき。
- さらに、新たな法制度の創設と併せ、建設現場から搬出される土についても**搬出先の適正を確保するための方策を講じる**ことが重要。加えて、廃棄物混じり土の発生を防止するため、建設現場等における**土と廃棄物の分別促進・適正処理の徹底**を図っていく必要。

【具体的な対応策】

(1) 新たな法制度の創設

- ① 国による基本方針の策定（危険な盛土の対策に関して国土全体にわたる総括的な考え方を示すとともに、対応策を総覧できる基本方針を策定）
- ② スキマのない規制（土地の利用区分に関わらず、人家等に被害を及ぼし得る盛土行為を許可制に）
- ③ 盛土等の安全性の確保（十分な安全基準を設定、施工状況の定期的な報告や施工中・完了時の検査を実施、条例等により安全基準やチェック項目等の上乘せ可）
- ④ 責任の所在の明確化（土地所有者等が盛土を安全な状態に維持する責務を有することを明確化、原因行為者にも安全対策の実施を求めることを可能に）
- ⑤ 厳格な罰則（条例による罰則の上限（懲役2年以下、罰金100万円以下）を上回る水準に強化）

(2) 法施行体制・能力の強化

- ① 不法盛土発見時の現認方法、手続等のガイドラインの整備
- ② 地方公共団体における関係部局間の連絡会議、人事交流等の実施
- ③ 許可地一覧の公表、現地掲示と地方公共団体内の通報情報の共有
- ④ 関連事業者(*)の違反行為に対して各事業法による行政処分の実施
※：建設業者、貨物自動車運送事業者、廃棄物処理業者

(3) 建設工事から発生する土の搬出先の明確化等

- ① 元請業者による建設発生土の搬出先の明確化等（再生資源利用促進計画(*)1)の徹底等）
 - ② 公共工事の発注者による建設発生土の搬出先の明確化等（指定利用等(*)2)の徹底）
 - ③ 建設発生土の更なる有効利用に向けた取組（工時間利用の促進、優良事例の展開）
- ※1：元請業者が土砂等の搬出先(他の工事現場、残土処理場等)等を記載した計画
※2：工事の発注段階で建設発生土の搬出先を指定することにより、土砂の有効利用や適正処理を促進

(4) 廃棄物混じり盛土の発生防止等

- ① マニフェスト管理等の強化（電子マニフェストの利用促進等）
- ② 関連事業者の法令遵守体制の強化（建設現場パトロールの強化等）
- ③ 廃棄物混じり盛土等への対処体制の確立（通報情報の共有等）

(5) その他の対応

- ① 盛土等の土壌汚染に係る対応（早期の状況把握等）
- ② 太陽光発電に係る対応（技術基準の遵守の徹底等）

4. 盛土による災害防止のための関係府省連絡会議申合せ (R3.12.27)

盛土による災害の防止のための取組について

令和3年12月27日
盛土による災害防止のための
関係府省連絡会議申合せ

令和3年7月1日からの大雨により、静岡県熱海市の土石流災害をはじめ、全国各地において土砂災害や浸水被害が発生し、大きな被害をもたらした。

政府としては、今後起こりうる災害への対応に万全を期し、被害の発生を最小限に抑えるため、「令和3年7月1日からの大雨に係る支援策とりまとめ」（令和3年7月30日）を策定し、「危険な盛土の総点検を行うとともに、有識者会議・関係省庁連絡会議を立ち上げ、点検状況等を踏まえ、危険箇所への対応や土地利用規制など安全性を確保するために必要な対応策を検討する。」こととした。

これを受け、本年8月10日には、関係府省を構成員とした「盛土による災害防止のための関係府省連絡会議」（以下「関係府省連絡会議」という。）を設置し、盛土による災害防止に向けた対策について議論を行ってきたところである。

併せて、本年9月30日には、民間の有識者を構成員とした「盛土による災害の防止に関する検討会」（以下「有識者検討会」という。）を設置し、各分野の専門的な見地から議論が行われてきたところである。

今般、有識者検討会における提言がなされたことを踏まえ、関係府省の緊密な連携の下、下記の取組を着実に実施し、二度とこのような災害が起きることのないよう、盛土による災害の防止に全力で取り組んでいく。

記

有識者検討会の提言を最大限尊重し、提言に記載された全ての事項について、関係する府省においてその施策を速やかに具体化するものとする。特に以下の事項については、関係府省の緊密な連携の下、重点的に取り組むこととする。

1 盛土の総点検及び危険箇所対策等について

- (1) 年度末までに都道府県等による点検が完了するよう、引き続き、国土交通省をはじめとした関係府省の連携の下、必要な支援を行う。また、点検完了後速やかに、とりまとめ結果を公表する。
- (2) 点検の結果、都道府県等が「必要な災害防止措置が確認できなかった盛土」と判断し、詳細調査が必要となった場合には、円滑に詳細調査を実施できるよう、財政面も含め必要な支援を行う。
- (3) 点検や詳細調査の結果、都道府県等が「災害危険性の高い盛土」と判断した場合には、法令等に基づく行政処分等を躊躇なく行い厳正に対処できるよう、関連する法制度を所管する関係府省は、法の運用に係る助言など必要な支援を行う。
- (4) 上記の行政処分等を行ってもなお、行為者等による是正が困難な場合には、都道府県等が危険な箇所の対策等を着実に実施できるよう、財政面も含め必要な支援を行う。その際、支援内容が省庁をまたがっても円滑に実施できる仕組みとする。

2 新たな法制度の創設等について

- (1) 有識者検討会の提言で示された観点も踏まえつつ、国土交通省と農林水産省は、盛土等の崩落による人家等への被害が生じないよう、危険な盛土等を規制するための新たな法制度を検討し、次期通常国会への法案の提出を目指す。
- (2) 新たな法制度を実効性のあるものとするため、関係府省・地方公共団体の緊密な連携により、法の施行体制・能力の強化を図る。
- (3) 建設発生土の搬出先の明確化・有効利用等を図るため、国発注工事に関する指定利用等の実施について、全省庁で取組を徹底する。

3 今後の対応について

引き続き、関係府省の連携を密にするとともに、関係府省の取組状況の確認等を行うため、定期的に関係府省連絡会議を開催する。

以上

5. 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）

【公布：R4.5.27 / 施行：公布の日から1年を超えない範囲内で政令で定める日】

背景・必要性

盛土をめぐる現状

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生
→ **甚大な人的・物的被害**（令和3年7月）
- 盛土の総点検において、**全国で約3.6万箇所を目視等により点検**（令和4年3月）

制度上の課題

- 宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制
→各法律の目的の限界等から、**盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在**
（一部の地方公共団体では**条例**を制定して対応）



危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要

※ 全国知事会等からも法制化による全国統一の基準・規制を設けることについて要望あり

法律の概要

- 盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「**宅地造成等規制法**」を法律名・目的も含めて**抜本的に改正し**、土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、**危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制**

※ 法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称「**盛土規制法**」 ※ 国土交通省・農林水産省による共管法とし、両省が緊密に連携して対応。

1. スキマのない規制

規制区域 ◆ 都道府県知事等が、**盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定**

⇒市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定
・市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア（斜面地等）も指定

規制対象 ◆ 規制区域内で行われる盛土等を **都道府県知事等の許可の対象**に
※ 宅地造成等の際の盛土だけでなく、単なる土捨て行為や一時的な堆積についても規制

2. 盛土等の安全性の確保

許可基準 ◆ 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、**災害防止のために必要な許可基準を設定**

中間検査完了検査 ◆ 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、
①**施工状況の定期報告**、②**施工中の中間検査**及び③**工事完了時の完了検査**を実施

3. 責任の所在の明確化

管理責任 ◆ 盛土等が行われた土地について、**土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務**を有することを明確化

監督処分 ◆ 災害防止のため必要なときは、**土地所有者等だけでなく、原因行為者**に対しても、**是正措置等を命令**

※ 当該盛土等を行った造成主や工事施工者、過去の土地所有者等も、原因行為者として命令の対象になり得る

4. 実効性のある罰則の措置

罰則 ◆ 罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、**条例による罰則の上限より高い水準に強化**

※ 最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下

【目標・効果】 危険な盛土等を包括的に規制し、盛土等に伴う災害を防止

（KPI） ○規制区域を指定する都道府県等（都道府県、政令市、中核市）の数 ⇒ 施行後5年以内に全都道府県等

6. まちづくりのデジタル・トランスフォーメーション実現ビジョン①

まちづくりDXの背景・目的

- 少子高齢化、生産性・国際競争力、都市と地方の格差、新型コロナウイルス危機、災害の激甚化、Well-Being志向の高まり等、都市を巡る課題はますます複雑化、深刻化している。従来のまちづくりの手法にデジタル技術を取り入れるだけでは、これらの課題に対応し、都市の役割を果たしていくことは難しい。
- 都市が様々な人々のライフスタイルや価値観を包摂し、多様な選択肢を提供するとともに、人々の多様性が相互に作用して新たな価値を生み出すためのプラットフォームとしての役割を果たしていくためには、単にこれまでのプロセスの効率化や利便性向上等を図るだけでなく、従来のまちづくりの仕組みそのものを変革し、新たな価値創出や課題解決を実現する必要がある。

まちづくりDXにより実現を目指す姿

- まちづくりDXでは、インターネットやIoT、AI、デジタルツイン技術等を活用することで、まちづくりに関する従来の空間的、時間的、関係的制約を外し、従来の仕組みを変革していくことで、「豊かな生活、多様な暮らし方・働き方を支える「人間中心のまちづくり」の実現を目指す。
- そのため、これまでの都市政策を包含するまちづくりの具体的な共通目的として3つの「まちづくりDXのビジョン」を定める。さらに、ビジョンを実現するための政策を「重点取組テーマ」として位置づけて推進する。また、まちづくりDX実現のため都市政策が則るべき基本原則を「まちづくりDX原則」を提示する。

3つのビジョン

豊かな生活、多様な暮らし方・働き方を支える「人間中心のまちづくり」の実現

 <p>Sustainability 持続可能な都市経営</p> <p>将来を見据えた都市計画、都市開発、まちづくり活動により長期安定的な都市経営を実現</p>	 <p>Well-being 一人ひとりに寄り添うまち</p> <p>住民ニーズを的確にとらえ、その変化にも敏感に適應するオンデマンド都市を実現</p>	 <p>Agile-governance 機動的で柔軟な都市設計</p> <p>社会情勢の変化や技術革新に柔軟に対応し、サービスを深化させ続ける都市を実現</p>
---	--	--

4つの重点取組テーマ

都市空間DX	エリマネDX
まちづくりデータの高度化・オープンデータ化	3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化

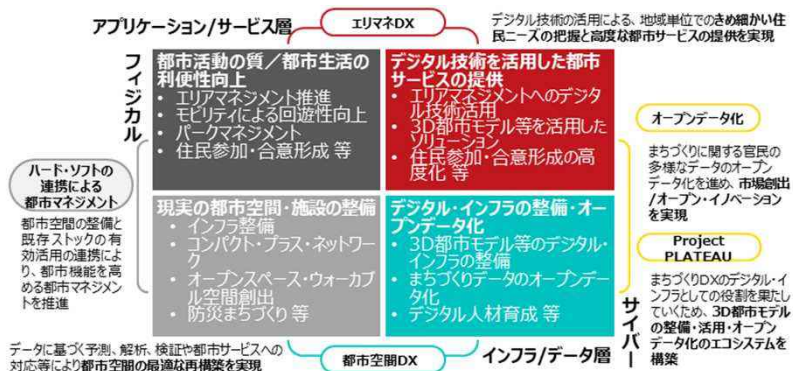
まちづくりDXの5原則

Open by Default <ul style="list-style-type: none">まちづくりに関するデータはコモンズ（共有財）であるとの認識のもと、データモデルを標準化した上で、オープンデータ化原則に基づき、Open by Default（常に利用可能な状態）とする。	データ駆動型 <ul style="list-style-type: none">まちづくりの各フェーズにデータを積極的に取り入れ、科学的な政策立案を行う。都市政策のKPIは、物的環境評価のみならず、データに基づくQoL評価（ユーザー利便性、事業価値向上）に基づき行う。	サービス・アプローチ <ul style="list-style-type: none">都市空間における人々の活動や生活に着目したまちづくりのアプローチを拡大し、マクロとミクロ、ハードとソフトの両面からデジタル技術を活用して、市民QoLを向上させる。	官民連携 <ul style="list-style-type: none">サービスの提供は民間企業のUI/UXやITサービス活用を基本とする（GtoBtoC）。基盤となるオープンデータは、産・官・学・市民がそれぞれの貢献・連携によって提供し、発展させる。	地域主導 <ul style="list-style-type: none">まちづくりDXは地方公共団体、まちづくり団体、市民等が共にイニシアティブを持ち、地域の特性や利用可能な資源を踏まえつつ「出来ることから」はじめる。
--	--	---	--	---

6. まちづくりのデジタル・トランスフォーメーション実現ビジョン②

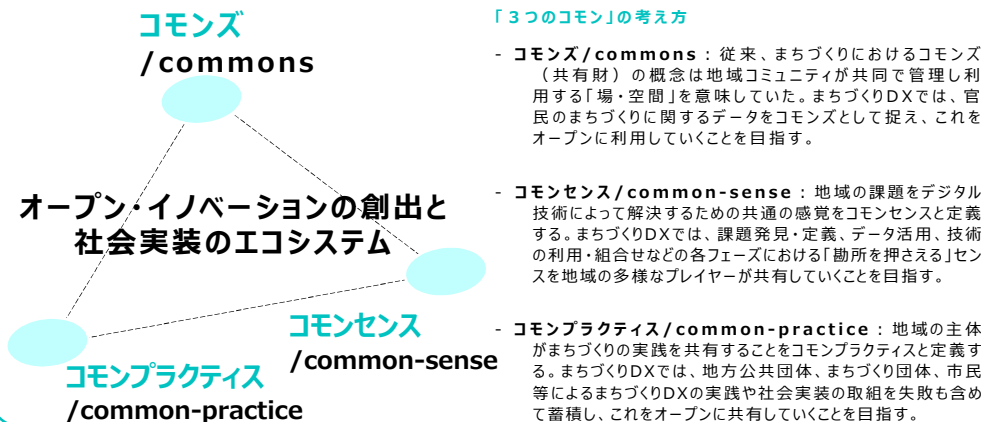
まちづくりDXの方法論と重点取組テーマ

- 都市政策の新たな領域「デジタル技術を活用した都市サービスの提供」、「デジタル・インフラの整備・オープンデータ化」を定義し、従来の領域と新たな領域を組み合わせることで新しい価値や課題解決を可能とする代表的な分野を「重点取組テーマ」として設定する。



まちづくりDXに向けたオープン・イノベーションの創

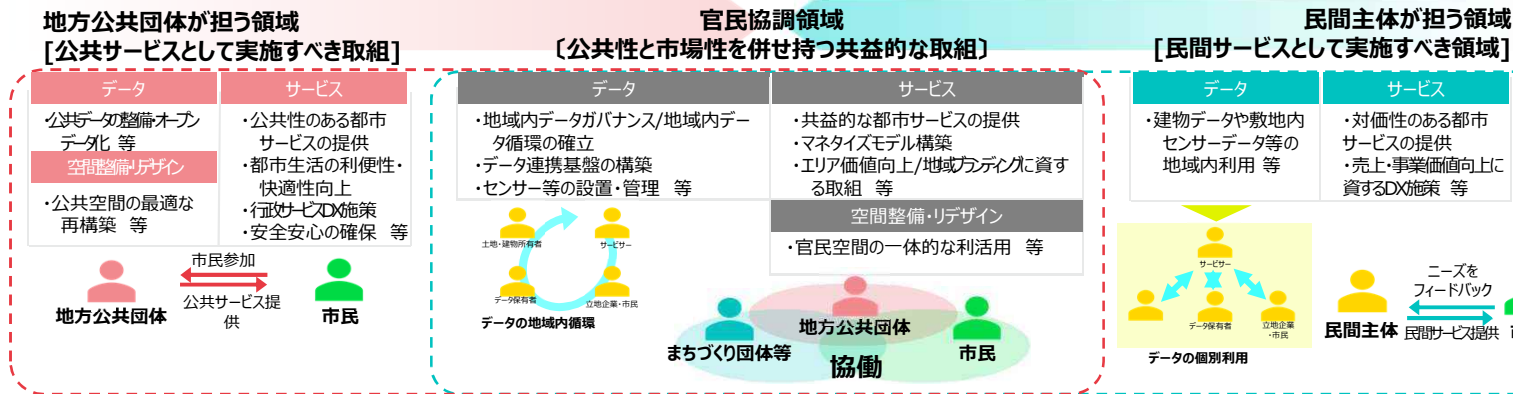
- まちづくりDXを実現していくために、「3つのコモン」を施策のキーワードとして、プラットフォームとしての都市の役割を更に引き出し、オープン・イノベーションの創出とその社会実装のエコシステムを構築していく必要がある。



まちづくりDXの役割分担とケイパビリティ強化

- まちづくりDXの取組を持続可能な形で実現していくためには、官民の多様なステークホルダがそれぞれの役割分担を明確化した上で連携する必要がある。
- 各ステークホルダが役割を果たしていけるよう、人材育成、ガバナンス、官民ネットワーク強化を通じたデジタル・ケイパビリティの強化も必要。

まちづくりDXにおける役割分担モデル



6. まちづくりのデジタル・トランスフォーメーション実現ビジョン③

都市空間DX

- 変化・多様化する住民ニーズに対応するサステナブルな都市を実現するため、データを用いたシミュレーションや解析技術を取り入れた最適な空間再編や、デジタル技術を用いて地域の魅力をさらに引き出す地方創生の推進、高度なサービス提供をインフラサイドで支えるための空間整備DXなどの「都市空間DX」を推進する。

■ 施策概要

□ デジタル技術を活用した魅力ある地域づくり・地方創生

- (1-1) スマートシティの社会実装の加速と先駆的事例の構築支援
- (1-2) デジタル技術を活用した地方都市と大都市の交流・連携促進による都市再生の推進
(地方都市と大都市を最先端技術〈5G等〉で繋ぐオープンイノベーション拠点やテレワーク施設等の整備)
- (1-3) 全国各地域のまちづくりDXのURによる支援の推進

□ データに基づく最適な空間再編

- (1-4) データを活用した都市アセットの柔軟な利活用等による人間中心のウォーカブルな公共空間の再編推進
- (1-5) 動的データを活用した空間設計・事後評価を推進するためのまちなかにおけるセンサー設置等の支援
- (1-6) 公園管理におけるデジタル技術導入の推進（パークマネジメントDX）
- (1-7) XR技術等を活用した地域の景観形成における住民参加の促進
- (1-8) 都市の緑化空間等の定量的把握と効果分析へのデジタル技術の活用
- (1-9) 災害に対するデジタル技術を活用した防災まちづくりの推進

□ 高度なサービスに応える空間整備DX

- (1-10) 自動運転等の次世代都市交通サービスに対応したインフラ再構築の推進
- (1-11) 市街地整備と合わせた3D都市モデル等の都市空間基盤データ整備の推進



エリアマネDX

- 住民ニーズを的確にとらえたきめ細かい都市サービスを継続的に提供していくため、ネイバーフッド（身近なエリア）におけるまちづくり活動（エリアマネジメント）へのデジタル技術の導入によるエリアマネ高度化を図る「エリアマネDX」を推進する。

■ 施策概要

□ エリアマネを担うまちづくり団体の体制強化

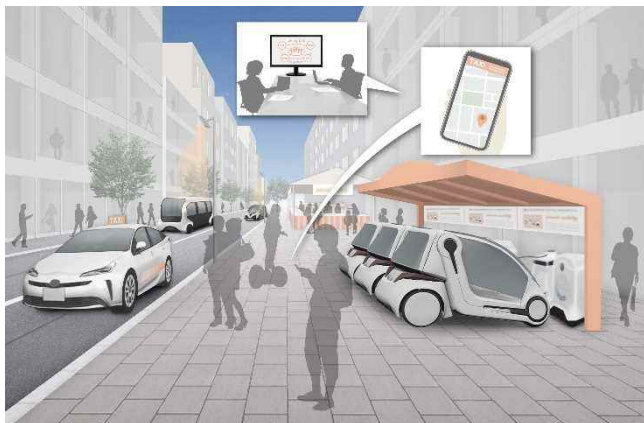
- (2-1) エリアマネDXの主体となるまちづくり団体のデジタルスキル向上強化のためのガバナンスの仕組み構築
- (2-2) デジタル技術の導入・活用を図るエリアマネ活動を進めるまちづくり団体へのマネタイズ支援（財政支援、ビジネスモデルの横展開等）
- (2-3) 市民QoLに着目したまちづくり活動の評価手法の開発
- (2-4) まちづくり団体によるエリアマネ活動の見える化の支援

□ 高度なエリアマネサービスの社会実装

- (2-5) 多様な人材の参画と新たなサービス創出に向けたリ빙ラボの推進
- (2-6) 面整備・施設整備や都市再生と合わせた都市サービス開発・高度化の一体的支援
- (2-7) まちづくり団体等によるデジタル技術を活用した都市サービスの実装支援（公共空間管理、駐車需要予測システム、シェアビルの導入、災害対応サポート構築等）
- (2-8) 面的エネルギーネットワーク構築とエネルギーマネジメントのDXによる地域単位でのエネルギー利用の効率化

□ 地域内のデータ循環促進

- (2-9) エリア内外の官民データ連携やサービス創出を図るためのデータ連携基盤の構築等の仕組みの構築、支援
- (2-10) 駅まち空間におけるリアルタイム利用状況の見える化（駐車場満空情報、バス・タクシー待ち行列、駅や駅周辺の混雑状況、イベント時の混雑予測等）の推進



6. まちづくりのデジタル・トランスフォーメーション実現ビジョン④

まちづくりデータの高度化・オープンデータ化

- まちづくりに関わる官民の主体が取得する多様なデータのオープンデータ化や高度化、データを扱うことが出来る人材育成や組織の強化、オープンデータと他のデータの連携の推進等を進め、様々な分野におけるオープン・イノベーションを創出する。

■ 施策概要

□ オープンデータ化の推進

- (3-1) 3D都市モデルのオープンデータに関するリーガル面の課題整理・グレーゾーン解消
- (3-2) 都市計画情報の高度化・オープンデータ化の推進
- (3-3) 都市公園データのオープンデータ化・活用推進
- (3-4) 大規模盛土造成地マップ等のオープンデータ化と活用の推進
- (3-5) 都市交通調査（パーソントリップ調査）の手法の高度化、オープンデータ化の推進
- (3-6) 都市交通施設関係データのオープンデータ化・利用促進

□ デジタル・ケイパビリティの強化

- (3-7) 3D都市モデルをはじめとするGISデータ活用のための人材育成プログラムの開発
- (3-8) まちづくりデータの活用活性化のためのハッカソン、ピッチイベント等の開催

□ データ連携の推進

- (3-9) 地籍調査等の多様なデータソースを活用した都市計画基本図の高度化に向けた検討
- (3-10) 多様なデータと3D都市モデルの相互流通性確保に向けた「三次元空間ID」等との連携手法の開発



3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進（Project PLATEAU）

- 3D都市モデルがまちづくりDXのデジタル・インフラとしての役割を果たしていくため、地方自治体によるデータ整備と民間企業によるユースケース開発が相互に連携し、自律的に創造されていくエコシステムの構築を目指す。

■ 施策概要

□ データ整備の高度化・効率化

- (4-1) 土木構造物、地下構造物、動的データ、屋内モデル等の国際規格に基づく標準仕様の拡張
- (4-2) 自動生成ツール等のデータ整備効率化に資する技術開発
- (4-3) データ更新スキームの確立（多様なデータソースは公的データを利用した短周期の更新手法の研究・実装）
- (4-4) BIM/InfraBIM、ゲームエンジン、点群等とのデータ連携手法の確立
- (4-5) 3D都市モデル作成のための測量手法の開発・普及

□ ユースケースの拡充

- (4-6) ユースケース開発の拡充（自律型モビリティ、自動運転、カーボンニュートラル、防災、まちづくり、メタバース等の多様な分野で先進的なユースケースを開発）
- (4-7) 地方自治体によるユースケース社会実装の支援

□ データ・カバレッジの拡大

- (4-8) 地方自治体によるデータ整備の支援
- (4-9) データ可視化・管理・連携システムの構築(PLATEAU VIEW改修)
- (4-10) デジタル技術を活用した復興まちづくりの推進
- (4-11) i-都市再生（都市構造可視化）の取組と連携した自治体職員のデジタルスキルアップ支援



7. コンパクト・プラス・ネットワーク

○ 生活サービス機能と居住を中心拠点や生活拠点に誘導し、公共交通で結ぶ「コンパクト・プラス・ネットワーク」の取組を推進。

都市を取り巻く状況

- 人口減少・高齢者の増加
- 拡散した市街地

○ 都市の生活を支える機能の低下

- ・ 医療・福祉・商業等の生活サービスの維持が困難
- ・ 公共交通ネットワークの縮小・サービス水準の低下

○ 地域経済の衰退

- ・ 地域の産業停滞、企業撤退
- ・ 低未利用地や空き店舗の増加

○ 厳しい財政状況

- ・ 社会保障費の増加
- ・ インフラの老朽化対応

コンパクトシティ

立地適正化計画

○ 都市機能誘導区域

- ・ 生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設（福祉・医療等）を設定

○ 居住誘導区域

- ・ 居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

計画策定や都市機能の集約につながる施設整備に対し、

- ・ コンパクトシティ形成支援事業、
- ・ 都市構造再編集中支援事業等で支援

+

ネットワーク

地域公共交通計画

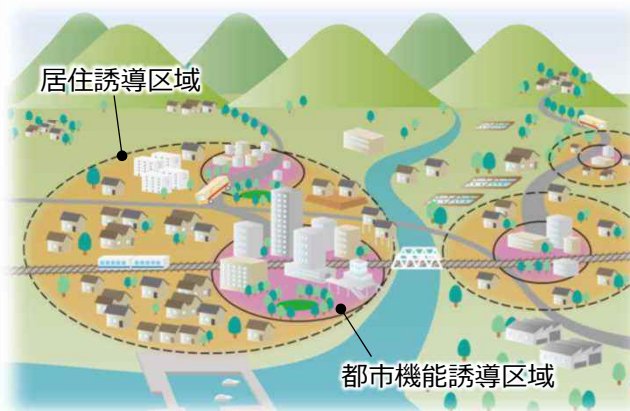
- ・ まちづくりとの連携
- ・ 地方公共団体が中心となった地域公共交通ネットワークの形成の促進

○ 地域公共交通利便増進実施計画

- ・ 路線等の見直し
- ・ 等間隔運行、定額制乗り放題運賃等のサービスを促進 等

○ 地域旅客運送サービス継続実施計画

- ・ 路線バス等の維持が困難な場合に、地方公共団体が関係者と協議の上、公募により代替する輸送サービスを導入



関係省庁で構成されたコンパクトシティ形成支援チーム（2015.3設置）等により、省庁横断的に市町村の取組を支援

7. 立地適正化計画の作成に取り組む都市

- **626都市**が立地適正化計画について具体的な取組を行っている。(令和4年4月1日時点)
- このうち、**448都市**が計画を作成・公表。

※令和4年4月1日までに作成・公表の都市 (■) 防災指針を作成した市町村 (◆: 85都市)

北海道	足寄町 弟子屈町	◆山形市	◆ひたちなか市	明和町	習志野市	五泉市	甲斐市	磐田市	弥富市	貝塚市	宇陀市	廿日市市	◆高知市	菊池市
札幌市	青森県	米沢市	守谷市	千代田町	市原市	上越市	上野原市	焼津市	東郷町	守口市	川西市	安芸高田市	南国市	宇城市
函館市	青森市	鶴岡市	常陸大宮市	島梁町	市原市	阿賀野市	長野県	掛川市	東浦町	枚方市	田原本町	◆海田町	土佐市	◆益城町
小樽市	弘前市	酒田市	◆那珂市	埼玉県	流山市	魚沼市	松本市	藤枝市	津市	茨木市	王寺町	熊野町	須崎市	大分県
旭川市	八戸市	新庄市	◆那珂市	さいたま市	南魚沼市	胎内市	上田市	袋井市	津市	◆八尾市	広陵町	山口県	四万十市	大分市
室蘭市	黒石市	◆上山市	◆那珂市	川越市	酒々井町	田上町	岡谷市	下田市	四日市市	富田林市	和歌山県	下関市	いの町	別府市
釧路市	五所川原市	村山市	◆那珂市	◆熊谷市	柴町	湯沢町	飯田市	伊勢市	伊勢市	和歌山市	和歌山県	宇部市	北九州市	中津市
北見市	◆夕張市	長井市	◆那珂市	行田市	芝山町	富山県	須坂市	松阪市	桑名市	海南市	和歌山県	山口市	大牟田市	佐伯市
網走市	◆七戸市	◆天童市	◆那珂市	◆秩父市	長生村	富山県	須坂市	名張市	熊野市	萩南市	和歌山県	萩南市	◆久留米市	津久見市
苫小牧市	◆ひつ市	尾花沢市	◆那珂市	所沢市	東松山市	富山県	須坂市	亀山市	伊豆の国市	新宮市	和歌山県	下松市	直方市	竹田市
稚内市	◆七戸市	◆南陽市	◆那珂市	本庄市	春日部市	富山県	須坂市	伊豆の国市	伊豆の国市	湯淺町	和歌山県	岩手市	飯塚市	豊後高田市
美唄市	◆七戸市	中山町	◆那珂市	東松山市	狭山市	富山県	須坂市	伊豆の国市	伊豆の国市	湯淺町	和歌山県	光市	田川市	宇佐市
芦別市	◆七戸市	大石町	◆那珂市	春日部市	鴻巣市	富山県	須坂市	伊豆の国市	伊豆の国市	湯淺町	和歌山県	美祿市	筑後市	◆豊後高田市
士別市	◆七戸市	高島町	◆那珂市	狭山市	深谷市	富山県	須坂市	伊豆の国市	伊豆の国市	湯淺町	和歌山県	周南市	行橋市	由布市
江別市	◆七戸市	階上町	◆那珂市	鴻巣市	草加市	富山県	須坂市	伊豆の国市	伊豆の国市	湯淺町	和歌山県	徳島県	小郡市	◆東海市
名寄市	岩手県	福島県	◆那珂市	深谷市	草加市	富山県	須坂市	伊豆の国市	伊豆の国市	湯淺町	和歌山県	徳島市	宗像市	◆秋田市
三笠市	盛岡市	福島市	◆那珂市	草加市	草加市	富山県	須坂市	伊豆の国市	伊豆の国市	湯淺町	和歌山県	徳島市	宗像市	◆秋田市
根室市	盛岡市	福島市	◆那珂市	草加市	草加市	富山県	須坂市	伊豆の国市	伊豆の国市	湯淺町	和歌山県	徳島市	宗像市	◆秋田市
◆千歳市	盛岡市	福島市	◆那珂市	草加市	草加市	富山県	須坂市	伊豆の国市	伊豆の国市	湯淺町	和歌山県	徳島市	宗像市	◆秋田市
滝川市	盛岡市	福島市	◆那珂市	草加市	草加市	富山県	須坂市	伊豆の国市	伊豆の国市	湯淺町	和歌山県	徳島市	宗像市	◆秋田市
歌志内市	盛岡市	福島市	◆那珂市	草加市	草加市	富山県	須坂市	伊豆の国市	伊豆の国市	湯淺町	和歌山県	徳島市	宗像市	◆秋田市
深川市	盛岡市	福島市	◆那珂市	草加市	草加市	富山県	須坂市	伊豆の国市	伊豆の国市	湯淺町	和歌山県	徳島市	宗像市	◆秋田市
富良野市	盛岡市	福島市	◆那珂市	草加市	草加市	富山県	須坂市	伊豆の国市	伊豆の国市	湯淺町	和歌山県	徳島市	宗像市	◆秋田市
◆登別市	盛岡市	福島市	◆那珂市	草加市	草加市	富山県	須坂市	伊豆の国市	伊豆の国市	湯淺町	和歌山県	徳島市	宗像市	◆秋田市
北広島市	盛岡市	福島市	◆那珂市	草加市	草加市	富山県	須坂市	伊豆の国市	伊豆の国市	湯淺町	和歌山県	徳島市	宗像市	◆秋田市
石狩市	盛岡市	福島市	◆那珂市	草加市	草加市	富山県	須坂市	伊豆の国市	伊豆の国市	湯淺町	和歌山県	徳島市	宗像市	◆秋田市
当別町	盛岡市	福島市	◆那珂市	草加市	草加市	富山県	須坂市	伊豆の国市	伊豆の国市	湯淺町	和歌山県	徳島市	宗像市	◆秋田市
福島町	盛岡市	福島市	◆那珂市	草加市	草加市	富山県	須坂市	伊豆の国市	伊豆の国市	湯淺町	和歌山県	徳島市	宗像市	◆秋田市
◆七飯町	盛岡市	福島市	◆那珂市	草加市	草加市	富山県	須坂市	伊豆の国市	伊豆の国市	湯淺町	和歌山県	徳島市	宗像市	◆秋田市
八雲町	盛岡市	福島市	◆那珂市	草加市	草加市	富山県	須坂市	伊豆の国市	伊豆の国市	湯淺町	和歌山県	徳島市	宗像市	◆秋田市
◆長万部町	盛岡市	福島市	◆那珂市	草加市	草加市	富山県	須坂市	伊豆の国市	伊豆の国市	湯淺町	和歌山県	徳島市	宗像市	◆秋田市
江差町	盛岡市	福島市	◆那珂市	草加市	草加市	富山県	須坂市	伊豆の国市	伊豆の国市	湯淺町	和歌山県	徳島市	宗像市	◆秋田市
公平町	盛岡市	福島市	◆那珂市	草加市	草加市	富山県	須坂市	伊豆の国市	伊豆の国市	湯淺町	和歌山県	徳島市	宗像市	◆秋田市
余市町	盛岡市	福島市	◆那珂市	草加市	草加市	富山県	須坂市	伊豆の国市	伊豆の国市	湯淺町	和歌山県	徳島市	宗像市	◆秋田市
南幌町	盛岡市	福島市	◆那珂市	草加市	草加市	富山県	須坂市	伊豆の国市	伊豆の国市	湯淺町	和歌山県	徳島市	宗像市	◆秋田市
栗山町	盛岡市	福島市	◆那珂市	草加市	草加市	富山県	須坂市	伊豆の国市	伊豆の国市	湯淺町	和歌山県	徳島市	宗像市	◆秋田市
鷹栖町	盛岡市	福島市	◆那珂市	草加市	草加市	富山県	須坂市	伊豆の国市	伊豆の国市	湯淺町	和歌山県	徳島市	宗像市	◆秋田市
東神楽町	盛岡市	福島市	◆那珂市	草加市	草加市	富山県	須坂市	伊豆の国市	伊豆の国市	湯淺町	和歌山県	徳島市	宗像市	◆秋田市
斜里町	盛岡市	福島市	◆那珂市	草加市	草加市	富山県	須坂市	伊豆の国市	伊豆の国市	湯淺町	和歌山県	徳島市	宗像市	◆秋田市
白老町	盛岡市	福島市	◆那珂市	草加市	草加市	富山県	須坂市	伊豆の国市	伊豆の国市	湯淺町	和歌山県	徳島市	宗像市	◆秋田市
厚真町	盛岡市	福島市	◆那珂市	草加市	草加市	富山県	須坂市	伊豆の国市	伊豆の国市	湯淺町	和歌山県	徳島市	宗像市	◆秋田市
安平町	盛岡市	福島市	◆那珂市	草加市	草加市	富山県	須坂市	伊豆の国市	伊豆の国市	湯淺町	和歌山県	徳島市	宗像市	◆秋田市
◆新得町	盛岡市	福島市	◆那珂市	草加市	草加市	富山県	須坂市	伊豆の国市	伊豆の国市	湯淺町	和歌山県	徳島市	宗像市	◆秋田市
芽室町	盛岡市	福島市	◆那珂市	草加市	草加市	富山県	須坂市	伊豆の国市	伊豆の国市	湯淺町	和歌山県	徳島市	宗像市	◆秋田市

合計
626都市

8. 都市再生制度

都市再生特別措置法に基づき、

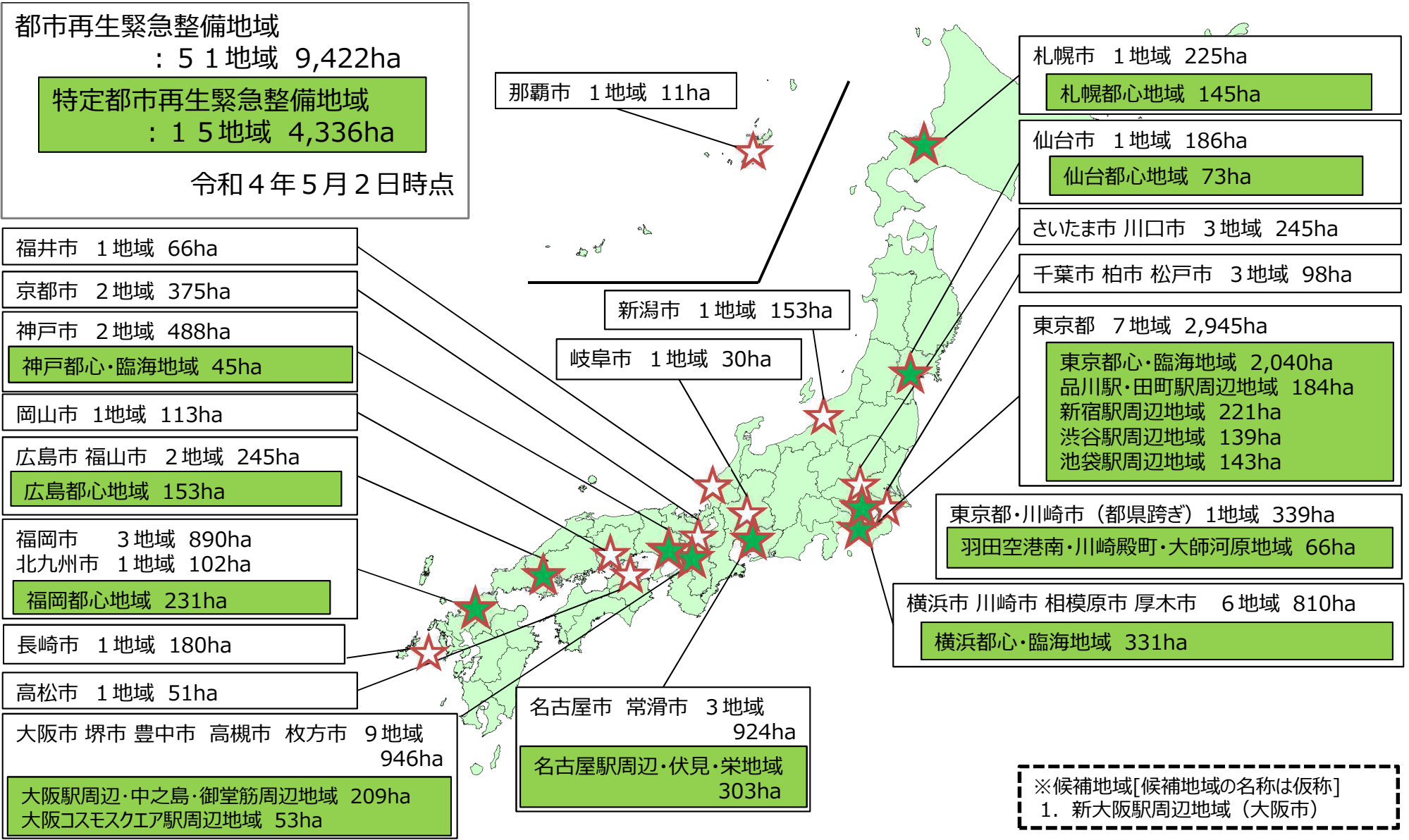
- 都市再生緊急整備地域において、民間の優良ストック形成を重点的に支援。
- 全国の都市で、都市再生整備計画に基づき公共公益施設整備などまちづくりを総合的に支援。

一定規模の民間プロジェクトが見込まれる区域	
都市再生を推進すべき地域を政令指定： 都市再生緊急整備地域 (51地域) 特定都市再生緊急整備地域 (15地域):特に都市の国際競争力の強化	
法制上の支援措置 (都市計画等の特例)	財政支援
<ul style="list-style-type: none"> ・都市再生特別地区 (110地区) 容積率・高さ・用途等の制限緩和 ・都市再生事業に係る認可等の迅速化 ・都市計画提案制度 (78件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際競争拠点都市整備事業(特定地域のみ) 道路や鉄道施設等の重要インフラや、エネルギー導管の整備等 ・官民連携まちなか再生推進事業 官民の様々な人材が集積するプラットフォームの構築と、未来ビジョンを実現するための自立・自走型システムの構築に向けた取組を総合的に支援 ・都市安全確保促進事業 計画策定及び計画に基づく備蓄倉庫等の整備
民間都市再生事業計画の認定 (151計画)	
<ul style="list-style-type: none"> 金融支援 民間都市開発推進機構によるメザニン支援 税制支援 建物取得時の不動産取得税に係る特例措置 等 	

全国の都市区域	
都市再生整備計画(市町村が作成)に基づく各種支援 (これまで1,091市町村、3,458地区に支援)	
財政支援	
<ul style="list-style-type: none"> ・都市構造再編集中支援事業※1及び社会資本整備総合交付金※2などによりまちづくりを財政的に支援 道路や公園、広場等のハード事業 各種調査や社会実験等のソフト事業 等 	
<small>※1 立地適正化計画を策定していることが支援要件となります。 ※2 一定の経過措置期間をおいた上で、立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表している等持続可能な都市づくりを進めていることが支援要件となります。</small>	
民間都市再生整備事業計画の認定 (52計画)	
<ul style="list-style-type: none"> 金融支援 民間都市開発推進機構によるメザニン支援・まち再生出資 	


※令和4年7月29日現在 (都市再生整備計画に基づく財政支援件数については令和4年4月1日現在、都市再生特別地区数については令和4年3月31日現在、都市計画提案制度利用件数については令和3年3月31日現在)

8. 都市再生緊急整備地域

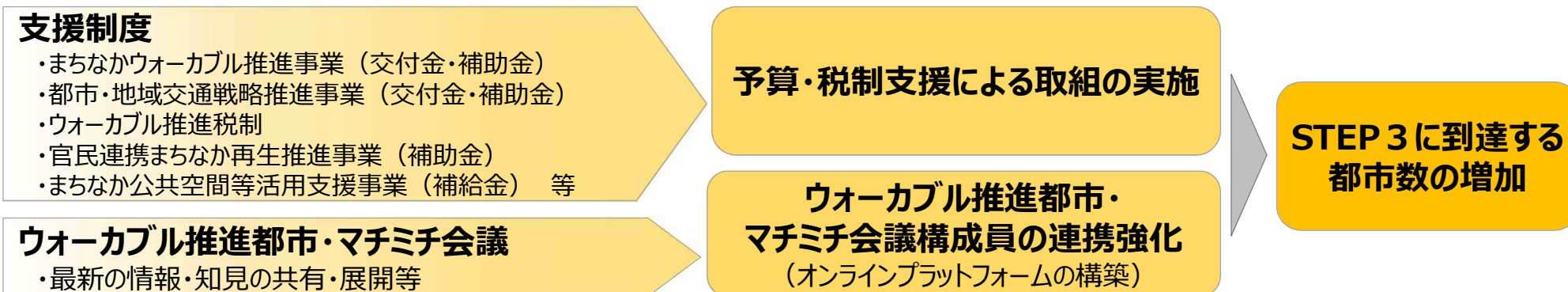


9. まちなかウォーカブル

- 市町村が滞在快適性等向上区域を設定した都市再生整備計画を作成し、官民一体で行う「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりのための取組を位置づけ。(R4.6末までに73市町村が区域を設定済み)
- 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに向けて、ウォーカブルな取組を普及・展開するため、予算制度の拡充や知見の共有等、ウォーカブル推進都市(328都市 R4.6末時点)をはじめとした様々な主体に対して必要な支援を実施。

STEP 0 (ビジョン策定に着手等)	STEP 1 (ワークショップ・社会実験等)	STEP 2 (点の整備に着手)	STEP 3 (面の整備に着手)
			
<p>エリアプラットフォームの構築や未来ビジョンの策定等に着手もしくは、これから検討を開始する。</p>	<p>ウォーカブルな空間創出に向けた公共空間のデザイン検討や街路の広場化・再配分等の社会実験が実施されている。</p>	<p>ウォーカブルな空間創出に向けて、エリア内で歩道拡幅、滞留空間整備などの事業が進められている。</p>	<p>点の整備を軸に、民間施設等も含め、ウォーカブルな空間が面的に形成・拡大し、民間とも連携し、ゆとりと賑わいある空間が形成されている。</p>

取組初期の都市を重点的にサポートするとともに、ステップアップに向けた支援を強化



9. ウォーカブル推進都市一覧

○ **328都市**が“WEDO”*の考え方に共鳴し、政策実施のパートナーとして、ともに具体的な取組を進めている。(令和4年6月30日時点)
 ○ **73市町村**がウォーカブル区域(滞在快適性等向上区域)を設定。(令和4年6月30日時点)
 * Walkable(歩きたくなる) Eyelevel(まちに開かれた1階) Diversity(多様な人の多様な用途、使い方) Open(開かれた空間が心地よい)

令和4年6月末までに、都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域を設定した市町村(既に都市再生整備計画の期間が終了した市町村を含む) :

北海道	鹿角市 由利本荘市	群馬県	長柄町	川崎市	長野県	岡崎市	守山市	尼崎市	呉市	北九州市	津久見市
札幌市	山形県	前橋市	東京都	相模原市	長野市	一宮市	東近江市	西宮市	竹原市	福岡市	竹田市
函館市	山形市	館林市	東京都	鎌倉市	松本市	瀬戸市	愛荘町	伊丹市	三原市	久留米市	豊後高田市
旭川市	福島県	埼玉県	千代田区	逗子市	岡谷市	半田市	京都市	加古川市	尾道市	飯塚市	杵築市
室蘭市	福島市	埼玉県	新宿区	厚木市	諏訪市	春日井市	長岡京市	西脇市	福山市	田川市	宇佐市
鉏路市	福島市	さいたま市	台東区	大和市	小諸市	刈谷市	八幡市	加西市	府中市	柳川市	豊後大野市
北広島市	会津若松市	熊谷市	墨田区	新潟県	茅野市	豊田市	南丹市	新温泉町	山口県	春日市	由布市
黒松内町	郡山市	所沢市	品川区	新潟市	佐久市	安城市	久御山町	大和郡山市	下関市	大野城市	国東市
栗山町	白河市	本庄市	目黒区	長岡市	岐阜県	蒲郡市	大阪市	桜井市	宇部市	古賀市	日出町
沼田町	須賀川市	春日部市	大田区	三条市	岐阜市	犬山市	堺市	生駒市	山口市	うきは市	玖珠町
東神楽町	棚倉町	戸田市	世田谷区	加茂市	大垣市	新城市	堺市	宇陀市	防府市	川崎町	宮崎県
上土幌町	茨城県	朝霞市	渋谷区	見附市	高山市	東海市	岸和田市	田原本町	長門市	佐賀県	宮崎市
青森県	水戸市	朝霞市	中野区	上越市	関市	大府市	豊中市	上牧町	周南市	佐賀市	小林市
青森市	土浦市	志木市	杉並区	富山県	美濃加茂市	知多市	池田市	王寺町	徳島市	基山町	綾町
弘前市	石岡市	和光市	豊島区	富山市	各務原市	尾張旭市	吹田市	和歌山県	阿南市	上峰町	高鍋町
八戸市	下妻市	久喜市	荒川区	高岡市	静岡県	三重県	泉大津市	和歌山県	香川県	長崎県	川南町
黒石市	笠間市	幸手市	足立区	石川県	静岡市	津市	高槻市	鳥取県	高松市	長崎市	鹿兒島県
五所川原市	取手市	美里町	八王子市	金沢市	浜松市	四日市市	貝塚市	鳥取市	丸亀市	熊本市	薩摩川内市
十和田市	つくば市	上里町	武蔵野市	小松市	沼津市	伊勢市	枚方市	米子市	坂出市	熊本市	霧島市
むつ市	ひたちなか市	宮代町	三鷹市	加賀市	熱海市	松阪市	茨木市	倉吉市	善通寺市	熊本市	始良市
岩手県	常陸大宮市	杉戸町	府中市	能美市	三島市	桑名市	八尾市	境港市	観音寺市	熊本市	中種子町
盛岡市	那珂市	野々市市	調布市	野々市市	島田市	鈴鹿市	河内長野市	島根県	多度津町	熊本市	沖繩県
花巻市	茨城町	町田市	福井県	福井市	富士市	名張市	羽曳野市	松江市	愛媛県	熊本市	うるま市
宮城県	大洗町	町田市	福井市	敦賀市	焼津市	亀山市	門真市	江津市	松山市	熊本市	大分県
仙台市	境町	町田市	敦賀市	大野市	掛川市	熊野市	高石市	津和野町	大洲市	熊本市	大分市
塩竈市	栃木県	野田市	大野市	鯖江市	袋井市	朝日町	東大阪市	岡山市	内子町	熊本市	別府市
柴田町	宇都宮市	習志野市	福生市	あわら市	下田市	明和町	大阪狭山市	倉敷市	高知市	熊本市	中津市
秋田県	足利市	柏市	狛江市	越前市	湖西市	草津市	熊取町	高梁市	南国市	熊本市	日田市
秋田市	小山市	流山市	多摩市	山梨県	愛知県	滋賀県	兵庫県	広島県	四万十市	熊本市	佐伯市
横手市	下野市	酒々井町	稲城市	甲府市	名古屋	大津市	神戸市	広島市	福岡県	熊本市	白杵市
湯沢市	上三川町	白子町	神奈川	横浜市	豊橋市	彦根市	姫路市	広島市		熊本市	合計
			神奈川県			草津市	姫路市				328都市

※石巻市(宮城県)・蓮田市(埼玉県)・中央区(東京都)・藤沢市(神奈川県)・伊豆の国市(静岡県)・長浜市(滋賀県)・福知山市(京都府)・美波町(徳島県)
 ・宇多津町(香川県)、武雄市(佐賀県)、高千穂町(宮崎県)については、ウォーカブル推進都市ではないが、滞在快適性等向上区域を設定している。

10. スマートシティの政府の推進体制と官民連携プラットフォーム

○ Society5.0の実現に向け、政府一丸となって、さらに産官学の連携によりスマートシティの取組を推進。

政府一丸となったスマートシティの推進体制

統合イノベーション戦略推進会議

議長：官房長官、議長代理：科学技術担当大臣

指示 ↓ ▲ 報告

スマートシティ・タスクフォース会合

関係府省（事務局：内閣府）

○ 関係府省連携による施策推進体制

内閣府

全体総括
スマートシティの設計図
(アーキテクチャ)の構築

デジタル庁

デジタル社
会重点計画
など策定

モデル事例の構築と全国への横展開

国交省

(都市局)

都市インフラに関連し、複数分野に跨るモデルプロジェクト

総務省

データ連携基盤を整備し、複数分野に跨るプロジェクト

国交省・経産省

(総合政策局)

新たなモビリティサービスのモデルプロジェクト

産官学連携によるスマートシティの推進体制

官民の知恵やノウハウを結集してスマートシティの取組を加速すべく、企業、地方公共団体、大学、関係府省等を構成員とした官民連携プラットフォームを令和元年8月に設立。

官民連携プラットフォームの構成（合計910団体）

会員（事業実施団体）640団体

企業等
(404団体)

大学・研究機関
(49団体)

地方公共団体
(187団体)

会員
(経済団体等)
2団体

会員（関係府省）12団体

内閣官房

警察庁

金融庁

文部科学省

厚生労働省

農林水産省

環境省

事務局

内閣府

総務省

経済産業省

国土交通省

デジタル庁

オブザーバー会員
(256団体)

(R4年6月末時点)

① 事業支援

各府省のスマートシティ関連事業を実施する会員に対して、資金面に加え、ノウハウ面でも各府省が一体となって支援

③ マッチング支援

解決したい課題を持つ地方公共団体等と、解決策やノウハウを持つ民間事業者等とのマッチングを支援

② 分科会

共通する課題を抱える会員相互で課題の解決策等の検討のため分科会を開催（分科会の成果は会員間で共有）

④ 普及促進活動

各地におけるスマートシティの取組の普及や、モデル事業で得られた知見等の横展開を図るための活動を実施

10. スマートシティモデルプロジェクトからの知見集の公開

- これまで、AI やIoT 等の新技術等を活用し、まちの課題の解決や新たな価値を創出することで、都市生活の質の向上を目指す「スマートシティ」の実装に向けて、国土交通省ではスマートシティモデルプロジェクトとして、先駆的な取組への支援を実施。
- この度、「スマートシティモデル事業等推進有識者委員会」の助言を踏まえて、**スマートシティモデルプロジェクトにおける取組から得られた知見等を知見集として、とりまとめた。**
- 令和4年度に予定されているスマートシティガイドブックの改定に、本知見集の内容も反映予定。

第1部 実証実験から得られた知見（抜粋）

目的を明確化

技術の確立や活用のみを対象とした検証となっていないか注意し、**街の活性化等の本来の目的を常に意識し、実証に取り組む**ことが必要。

ポイント！（具体的行動）

➤ 誰にどのような価値が高まるのか、そのために何を検証すべきなのか、どのようなステップで最終ゴールを目指すのか等について明らかにした上で、常に本来の目的を意識

スマートシティモデル事業等推進有識者委員会

石田 東生	筑波大学 名誉教授 <座長>
伊藤 香織	東京理科大学 理工学部 建築学科 教授
白坂 成功	慶應義塾大学大学院 システムデザイン・マネジメント研究科 教授
中川 雅之	日本大学 経済学部 教授
原田 達也	東京大学 先端科学技術研究センター 教授
村木 美貴	千葉大学大学院 工学研究院 教授

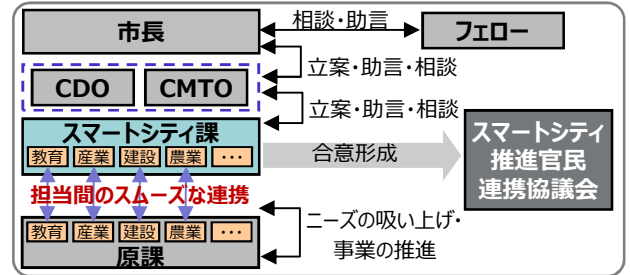
第2部 スマートシティの実現に向けた知見（抜粋）

全庁的なスマートシティ推進の風土をつくる組織体制

スマートシティを推進するためには、**推進部署が必要**であり、多様な取り組み方が考えられるが、挑戦する**首長との緊密なコミュニケーション**が図れ、**全庁的な推進意識が根付く組織体制**の構築が重要である。

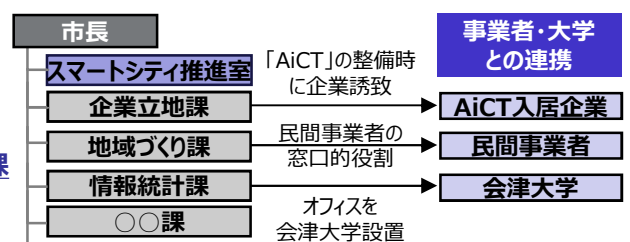
■ 大規模かつ機動的な推進組織と全庁での取組（石川県加賀市）

多様な部署の出身者を登用した**32名***が所属する**大規模な体制**
 ※2021年度現在



■ 少人数組織による迅速な施策推進（福島県会津若松市）

取組の推進を担う**5名体制***の**スマートシティ推進室と原課との全庁横断的な連携**のもと取組を推進※2021年度現在



1 1. 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進

- **Project PLATEAU (プラトー)** は、スマートシティをはじめとしたまちづくりのデジタルトランスフォーメーションを進めるため、そのデジタル・インフラとなる3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化を推進する国土交通省のプロジェクト。
- 国の取組として**標準データモデルの策定**や**先進技術を活用したユースケース開発**を進めるとともに、**地方自治体におけるデータ整備やユースケースの社会実装を支援**。
- また、**オープンデータを活用した新たなビジネスやイノベーションの創出**のため、データ利用環境の改善（API配信、SDK開発等）、データハンドリング・チュートリアル の充実、ハッカソン・ピッチイベントの開催等を実施。
- これらの取組により、**3D都市モデルの持続可能な整備・活用・オープンデータ化のエコシステム構築**を目指す。

令和2年度・令和3年度の取組

標準データモデルの開発/オープンデータ化

3D都市モデルは、建物等の三次元形状と用途や構造等の属性情報をパッケージでデータ化することで都市空間のデジタルツインを実現する技術。

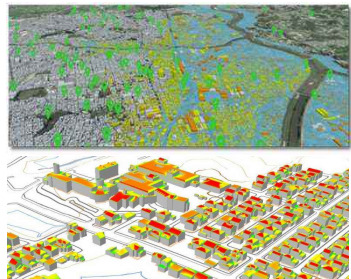


3D都市モデル（札幌駅周辺）

- 国際標準に基づくオープンフォーマットを日本データモデルとして採用し、オープンな活用が可能。
- プロトタイプとしてこれまで約60都市のデータを整備し、オープンデータ化。

プロトタイプとなるユースケース開発

防災、環境、まちづくり、モビリティなどの分野で3D都市モデルの政策活用や民間サービス創出の手法を開発し、ユースケースの社会実装フェーズを準備。

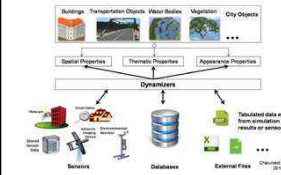


- 三次元リスク分析を踏まえた防災計画（郡山市）
 - ✓ 災害リスクを3次元化し、建物データ合わせて分析することで、「垂直避難可能な建物ピックアップし、防災計画立案に活用。
- 太陽光発電ポテンシャルのシミュレーション（石川県加賀市）
 - ✓ 建物ごとの屋根形状を解析し、都市全体の太陽光発電ポテンシャルをシミュレーション。地域の脱炭素政策に活用。

令和4年度の取組

国による技術開発/リーディングケース創出

標準データモデルの拡張、先進的なユースケースの技術検証、民間市場形成支援等を国のプロジェクトとして実施。



令和4年度リリース予定の CityGML3.0

- データ整備の効率化・高度化
最新の国際標準の取込み/効率的な更新スキーム確立
- 先進的なユースケース開発
先進技術を取り入れたユースケース開発
- データ・カバレッジの拡大
リーガル面の課題整理/人材育成プログラム開発 等

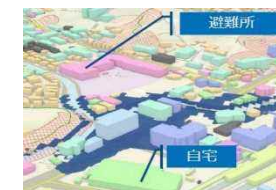
地方公共団体による3D都市モデルの社会実装

地方自治体によるデータ整備・更新、ユースケース開発、オープンデータ化等の3D都市モデルの社会実装を支援。

- 全国50都市程度でデータ整備、ユースケース開発等を実施予定。



インフラマネジメント効率化



災害リスクコミュニケーションへの活用



防犯カメラ有効範囲の可視化

1 1. 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進

3D都市モデル整備都市リスト（太字は令和4年度新規整備予定の都市）

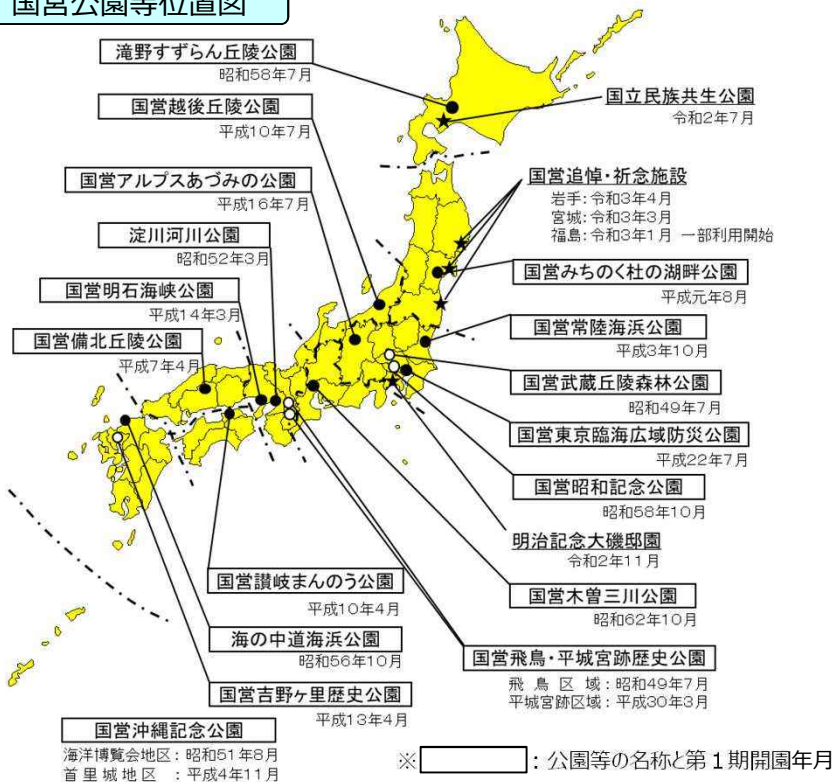
■ これまで約60都市で整備。令和4年度は約60都市（市町村）で新規整備予定。

北海道	札幌市	千葉県	柏市	長野県	佐久市	大阪府	高槻市	福岡県	飯塚市
北海道	室蘭市	千葉県	八千代市	岐阜県	岐阜市	大阪府	摂津市	福岡県	宗像市
北海道	更別村	千葉県	茂原市	岐阜県	美濃加茂市	大阪府	忠岡町	福岡県	福岡市
青森県	むつ市	東京都	特別区（23区）	静岡県	沼津市	大阪府	堺市	福岡県	うきは市
岩手県	盛岡市	東京都	東村山市	静岡県	掛川市	大阪府	河内長野市	佐賀県	武雄市
宮城県	仙台市	東京都	西東京市	静岡県	菊川市	大阪府	柏原市	長崎県	佐世保市
福島県	郡山市	東京都	八王子市	静岡県	静岡市	和歌山県	和歌山市	熊本県	熊本市
福島県	いわき市	神奈川県	横浜市	静岡県	県内31市町村	兵庫県	加古川市	熊本県	荒尾市
福島県	白河市	神奈川県	川崎市	愛知県	名古屋市	兵庫県	朝来市	熊本県	玉名市
茨城県	鉾田市	神奈川県	相模原市	愛知県	岡崎市	鳥取県	鳥取市	熊本県	益城町
茨城県	つくば市	神奈川県	横須賀市	愛知県	津島市	鳥取県	境港市	大分県	日田市
栃木県	宇都宮市	神奈川県	箱根町	愛知県	安城市	広島県	呉市	沖縄県	那覇市
群馬県	桐生市	新潟県	新潟市	愛知県	春日井市	広島県	福山市		
群馬県	館林市	石川県	金沢市	愛知県	日進市	広島県	広島市		
埼玉県	さいたま市	石川県	加賀市	愛知県	豊川市	広島県	府中市		
埼玉県	熊谷市	山梨県	甲府市	三重県	四日市市	広島県	三次市		
埼玉県	新座市	長野県	松本市	三重県	熊野市	香川県	高松市		
埼玉県	毛呂山町	長野県	岡谷市	大阪府	大阪市	愛媛県	松山市		
埼玉県	戸田市	長野県	伊那市	大阪府	豊中市	福岡県	北九州市		
埼玉県	蓮田市	長野県	茅野市	大阪府	池田市	福岡県	久留米市		

12. 都市公園の種類と現況

- 広域的な見地から、また我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用等を図るため国が設置する**国営公園**については、**現在17公園で整備及び維持管理**を行っているほか、国土交通省設置法第4条第1項第48号に基づき、**5箇所**で**公共空地の整備及び維持管理**を行っている。
- また、民間活力を活用して公園整備を行う**Park-PFI制度**は、**国・自治体あわせて102公園**で活用されている。

国営公園等位置図



Park-PFIの活用状況

(令和4年3月末時点)

	公募済	事業者決定		事業実施済み
		選定中	決定済み	
国営公園	3	0	2	1
自治体の公園	99	10	51	38
合計	102	10	53	39

都市公園の体系

国営公園（17箇所）
事業主体：国



大規模公園
広域公園（230箇所）
主な事業主体：都道府県



都市基幹公園
運動公園（839箇所）
総合公園（1,389箇所）
主な事業主体：都道府県・市区町村



住区基幹公園
地区公園（1,632箇所）
近隣公園（5,832箇所）
街区公園（9,031箇所）
主な事業主体：市区町村



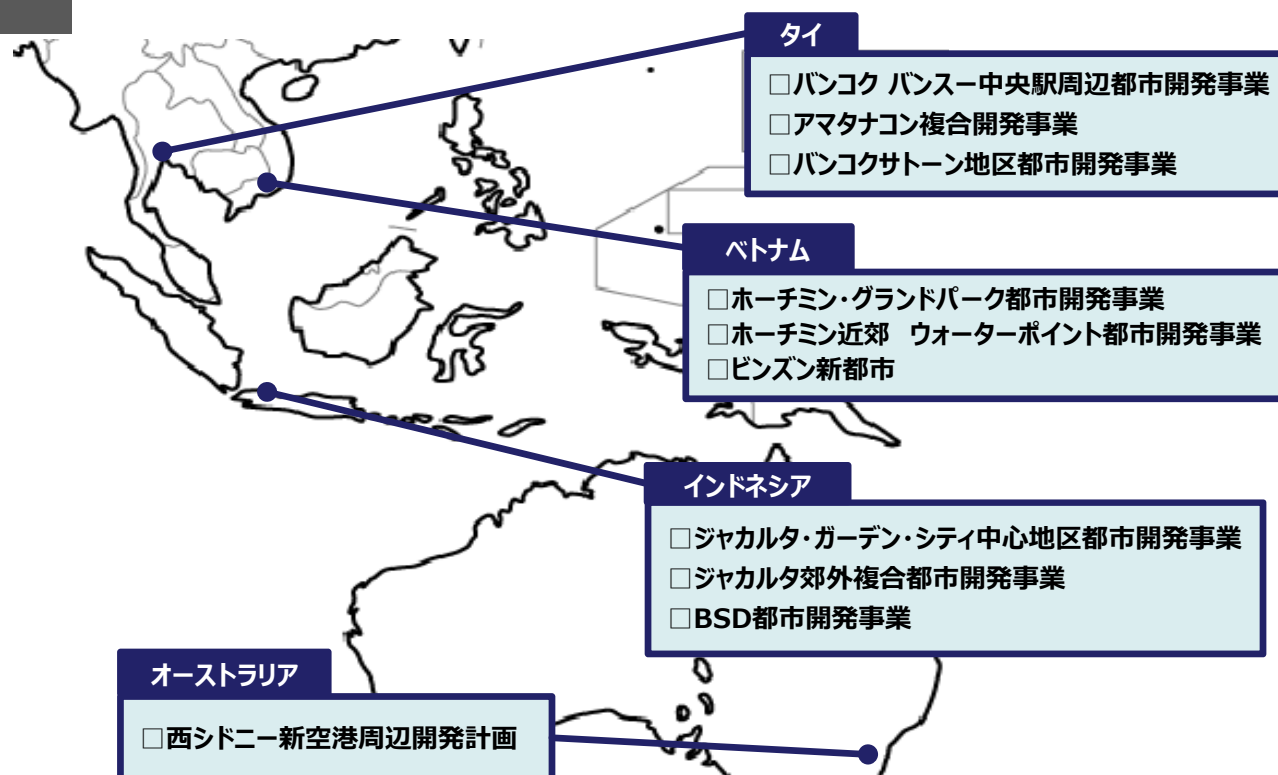
※箇所数は、令和3年3月末時点

1 3. 都市開発の海外主要案件

概要

- 我が国事業者の大規模な都市開発への参画を促進するため、案件発掘・形成段階から積極的に我が国政府や関係機関が参画し、民間企業が参画する環境を整備。
- 平成30年8月に「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律」が施行され、独立行政法人都市再生機構（UR）が海外業務を行うことが可能となった。

主要な都市開発案件



※ミャンマーについては、現下の情勢を踏まえ、今後の事態の推移を注視し検討

(この冊子は、再生紙を使用しています。)